

第99回（令和7年度）草津市障害児（者）自立支援協議会 全体会議

とき 令和7年5月14日（水）午前 9:30～

ところ 草津市役所 2 階 特大会議室

開会 あいさつ 草津市健康福祉部 黒川部長

I. 自立支援協議会について

・障害児（者）自立支援協議会について	P3	資料.1
・草津市障害児（者）自立支援協議会設置要綱及び構成図	P4	資料.2
・構成機関名簿・新規事業所の紹介	P6	資料.3
・湖南圏域障害児（者）自立支援協議会、滋賀県障害者自立支援協議会構成図	P12	資料.4

II. 活動報告

1. 令和6年度 草津市障害福祉の主なとりくみ、令和7年度予算概要等について

(1) 令和6年度草津市障害福祉の主な取り組みについて	P14	資料.5
(2) 発達支援センター	P28	資料.6
(3) 地域生活支援センター 風	P29	資料.7
(4) 働き・暮らし応援センター りらく	P34	資料.8
(5) 令和7年度草津市障害福祉の取り組み及び予算概要について	P41	資料.9

2. 草津市障害児（者）自立支援協議会

(1) 全体会議・定例会議・研修会（第93回～98回）	P43	資料.10
(2) 部会等の報告		
㊦相談支援部会		
㊧子ども支援部会	P48	資料.11
・放課後等デイサービス事業所連絡会		
・医療的ケア児の会議		
・障害児相談支援事業所連絡会		
(3) 課題別懇談会		
・「にも包括」の推進のための検討会		
*精神障害者の実態にかかるアンケート調査	P51	資料.12
・生活介護事業所における行動障害を呈する人の支援者検討（懇談会）		
・重心（医療的ケアを含む）障害児者の入浴機会の向上懇談会		
・移動支援や日中一時支援事業の実態を把握からの検討（懇談会）		
・グループホーム設置事業者懇談会		
・地域生活支援拠点整備事業推進のための検討会		

3. その他

(1) 入浴機会の少ない方の支援に関する要望・提言書	P58	資料.13
*草津市の回答	P62	資料.14
(2) 児童発達支援にかかる要望書	P63	資料.15
*草津市の回答	P64	資料.16

参考：詳細資料のあるものは下線がついています。

Ⅲ. 令和7年度 活動予定

- (1) 草津市障害児(者)自立支援協議会 P66 資料.17
- (2) 草津市障害児(者)自立支援協議会 運営会議
- (3) 相談支援部会

Ⅳ. 草津市新規事業の案内 P67 資料.18

Ⅴ. 事業所・活動紹介(パンフレット等の配布) P68 資料.19

草津市障害児（者）自立支援協議会について

I. 協議会の設置・法的根拠

（障害者総合支援法 第89条の3）

地方公共団体は、単独又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2. 前項の協議会は関係機関等が相互の連携を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について、情報を共有し、関係機関等の連携の緊密かを図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

II. 草津市の障害児（者）自立支援協議会とは？

自立支援協議会は、障害児者の地域生活を支援し、障害のある人も障害のない人も共に暮らせる地域を作るため、障害福祉にかかわる地域の関係機関が集まり、個々の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービスの基盤の整備を着実に進めていく役割を担っています。

具体的に、自立支援協議会は複数のサービスを適切に結びつけて調整するとともに、社会資源の改善及び開発を行う相談支援の中核的役割となっています。

草津市では相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、福祉・保健分野、学校・教育分野、就労分野、権利擁護分野、当事者及び家族等からなる協議会を設置しています。

III. 自立支援協議会の機能

情報機能	・ 困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信	だれがどのように困っているのか、共有による「わがこと」化
調整機能	・ 地域の関係機関によるネットワーク ・ 困難事例への対応の在り方に対する協議・調整	あるもので調整できる場合の解決機能
開発機能	・ 社会資源の開発、改善	ないものを作り出すことでの解決機能
教育機能	・ 構成員の資質向上の場としての活用	スキルを向上させることでの解決機能
権利擁護機能	・ 成年後見制度の適切な利用の促進等、権利擁護に関する取り組みを展開 ・ 地域における障害者虐待防止の等のためのネットワークの強化	すべての取り組みの基盤
評価機能	・ 中立公平性を確保する観点から委託相談支援事業者、基幹相談支援センター等の運営評価 ・ 重度包括支援事業等・日中サービス支援型共同生活援助の評価	◆ 地域全体への役割を担う委託事業の評価 ◆ 重い障害のある人を包括的に支援する事業者の評価

草津市障害児（者）自立支援協議会設置要綱

（設置）

第1条 市内に居住する障害児（者）が、住み慣れた地域で安心して自立した社会生活を営むことができるよう、別に定める関係機関が、福祉、保健、医療、教育、就労等のサービスを総合的に調整し、効果的なサービスの提供を図るため、草津市障害児（者）自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者、法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、関係行政機関の職員等による訪問または相談活動を通じて、障害児（者）のニーズもしくはサービス供給体制の問題点の把握または課題解決のための検討に関すること。
- （2） 困難事例への対応のあり方に関する協議または調整に関すること。
- （3） 地域の関係機関のネットワーク構築に向けた協議または調整に関すること。
- （4） 提供したサービスの評価の実施または新たなサービスメニューの検討に関すること。
- （5） 関係機関の交流、情報の共有化または学習の場の提供に関すること。
- （6） その他協議会の設置目的を達成するために必要な事業

（組織）

第3条 協議会は、関係機関の構成員で組織する。

（会議）

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）の開催は、2箇月に1回程度を基本として、必要に応じて健康福祉部長が招集する。

- 2 健康福祉部長は、必要があると認めるときは、関係機関の構成員の一部を招集して会議を開催することができる。

（庶務）

第5条 協議会の庶務は、健康福祉部障害福祉課において処理する。

（委託）

第6条 市長は、第2条各号に掲げる所掌事務、会議および前条の庶務について、その一部または全部を指定一般相談支援事業者または指定特定相談支援事業者に委託することができる。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会議に諮って定める。

令和7年度 草津市障害者自立支援協議会(案)

相談支援部会

- ・各相談員の情報共有と課題協議・ケース検討 (回数) 年6回
- ・発達障害者の支援
- ＊切れ目のない支援を実現するための相談員の役割についての検討機会を持つ

こども支援部会

- ・情報共有・ネットワーク
- ・こども支援部会が掌握する会議の報告・検討 (回数) 年2回

○障害児相談支援事業所連絡会

- ・障害のあるこどもの相談支援体制の現状や課題について協議

○医療的ケア児の会議

(目的) 医療的ケアの必要なこども等への支援について、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携を推進するために開催

(回数) ①医療的ケア児等支援推進協議会・・・年2回

②実務者会議・・・年1回

○放課後等デイサービス事業所連絡会

(目的) 放課後等デイサービス事業所の情報共有と研修会実施のため協議

(回数) ①情報交換交流会・・・年6回

②研修検討会議と研修会・・・年3回の会議と年2回の研修会の実施

＊行動障害のある児童支援についての研修計画

○児童発達支援事業所連絡会

(目的) 児童発達支援事業所の情報共有と研修会実施のための協議

(回数) 研修会含めて年2～3回

○障害福祉の課題別懇談会等

- ①「にも包括」の推進のための検討会
- ②生活介護事業所における行動障害を呈する人の支援者懇談会
- ③移動支援や日中一時支援事業の実態を把握からの検討(懇談会)
- ④グループホーム設置事業者懇談会
- ⑤重心(医療的ケア含む)障害児者の入浴機会のモニタリング
- ⑥障害者差別解消支援地域協議会の検討会

支援対象は幅広い。それぞれの分野で課題が存在する。そういう課題や現状を把握して、必要に応じ継続的な検討の場に移行を行う。

自立支援協議会へ提案

→ 実態の共有・見える化・改善に向けた取組への提案

日頃の相談事業やサービス提供・ケース会議・相談・訪問活動

令和7年度構成機関担当者名簿（敬称略） 無断転用禁止

	担当者の事業等の種別	担当者の事業所名および機関名
1	相談支援事業者	相談支援 アザレア
2	相談支援事業所	栄寛相談支援事業所
3	県委託相談機関	滋賀県高次脳機能障害支援センター
4	相談支援事業所	ディフェンス
5	相談支援事業所	びわこ学園法人事務局事業企画部
6	相談支援事業所	地域生活支援センター風 （運営委員）
7	相談支援事業所	相談支援事業所 歩歩
8	相談支援事業所	相談支援事業所ぼアソ
9	相談支援事業所	ほっとココ（運営委員）
10	相談支援事業所	指定特定相談支援事業所わかたけ
11	相談支援事業所	相談支援事業所「風彩」
12	相談支援事業所	相談支援事業所 はたらこっと
13	相談支援事業所	Bivouac
14	相談支援事業所	相談支援事業所りんくる
15	相談支援事業所	★ケセラセラ
16	相談支援事業所・福祉サービス事業所、その他	草津市立障害者福祉センター （事務局）
17	就労関係機関	FLAT WORK OFFICE
18	福祉サービス事業所	QUO.Kusatsu
19	福祉サービス事業所	workshop tetote
20	就労関係機関	アイ・コラボレーション草津事業所
21	福祉サービス事業所	アトリエヲト
22	福祉サービス事業所	生活介護事業所あゆみ
23	就労関係機関	ウェルメント草津
24	就労関係機関	ウェルメント草津2
25	福祉サービス事業所	重症心身障害者通所施設かなえ
26	福祉サービス事業所	ワークパートナーきらら北山田
27	福祉サービス事業所	ワークパートナーきらら穴村
28	就労関係機関	クロスジョブ草津
29	就労継続支援B型事業所	就労継続支援B型事業所 こなんSSN
30	福祉サービス事業所	雇用支援センターきらっと
31	福祉サービス事業所	就労継続支援B型事業所 シエスタ

★印は新規登録構成機関

令和7年度構成機関担当者名簿（敬称略） 無断転用禁止

	担当者の事業等の種別	担当者の事業所名および機関名
32	福祉サービス事業所	しがなんれん作業所
33	就労関係機関	JALAN
34	福祉サービス事業所	スマイルくさつ
35	福祉サービス事業所	B型事業所 つくも
36	福祉サービス事業所	ディーキャリア草津オフィス
37	福祉サービス事業所	生活介護 とういんくる・ボア
38	福祉サービス事業所	にぎやか塾
39	就労継続支援B型事業所	にぎやか工房
40	福祉サービス事業所	重症心身障害者通所施設ピアーズ
41	就労移行・ 就労継続支援B型事業所	合同会社 ふくろう
42	福祉サービス事業所	就労継続支援B型 ロコロコ
43	障害福祉サービス事業所	障害福祉サービス事業所 むつみ園
44	福祉サービス事業所	障害福祉サービス事業所第二むつみ園
45	福祉サービス事業所	滋賀県立 むれやま荘
46	福祉サービス事業所	メイプル滋賀工場（就労継続支援A型）
47	就労継続支援B型事業所	ベーカリー&カフェ脇本陣
48	福祉サービス事業所	ワークステーションわかたけ
49	福祉サービス事業所	社会福祉法人若竹会（法人本部）
50	福祉サービス事業所	びわこ学園医療福祉センター草津
51	福祉サービス事業所	LITALICOワークス草津
52	福祉サービス事業所	チームレインボー
53	福祉サービス事業所	住倉草津作業所
54	福祉サービス事業所	ゆい
55	就労関係機関	リハスワーク草津
56	就労関係機関	滋賀就労移行支援ひつじ
57	就労関係機関	★リニエブラッツ草津
58	福祉サービス事業所	★ディフェンス
59	福祉サービス事業所	★小規模多機能型居宅介護事業所心
60	福祉サービス事業所	★小規模多機能型居宅介護事業所ころね
61	福祉サービス事業所	★自立生活援助流星
62	福祉サービス事業所	★近江デジタルキャリア草津駅前オフィス

★印は新規登録構成機関

令和7年度構成機関担当者名簿（敬称略） 無断転用禁止

	担当者の事業等の種別	担当者の事業所名および機関名
63	福祉サービス事業所	★就労支援センターひまわり
64	福祉サービス事業所	放課後等デイサービス incline
65	福祉サービス事業所	アフタースクールあいび一つ
66	福祉サービス事業所	放課後等デイサービス 青い鳥
67	福祉サービス事業所	放課後等デイサービス あすなろ草津
68	福祉サービス事業所	放課後等デイサービス RECOアフタースクール
69	放課後等デイサービス事業	放課後等デイ あみ・フルール
70	福祉サービス事業所	いまここcare
71	福祉サービス事業所	放課後等デイサービス ウイズユー草津笠山
72	福祉サービス事業所	おひさまはうす（運営委員）
	福祉サービス事業者	おひさまはうす
73	福祉サービス事業者	あおぞら きぼう
74	福祉サービス事業所	こどもサポート教室「きらり」草津駅前校
75	福祉サービス事業所	こどもサポート教室「きらり」 草津駅前校第2
76	福祉サービス事業所	放課後等デイサービス げんき （運営委員）
	福祉サービス事業所	放課後等デイサービス げんき
77	福祉サービス事業所	こころね
78	福祉サービス事業所	ジュニアスペース・らいぶ草津
79	福祉サービス事業所	ジュニアスペース・らいぶ草津アネックス
80	福祉サービス事業所	放課後等デイサービス ソラマメくらぶ
81	その他（放課後等デイサービス）	草津地域福祉事業所みんなの家 放課後等デイサービス第2ももスマイル
82	福祉サービス事業者	ちょこらんど
83	相談支援事業所・福祉サービス事業所	辻義塾
84	放課後等デイサービス事業	放課後等デイサービス ともいくの森
85	福祉サービス事業所	ブティット草津ルーム
86	福祉サービス事業所	日中一時支援事業所 ふわっと
87	福祉サービス事業所	放課後等デイサービスゆにこ青地
88	福祉サービス事業所	リニエブラッツ草津
89	その他（児童発達支援）	コベルプラス草津教室
90	福祉サービス事業所	学習塾ワンステップ

★印は新規登録構成機関

令和7年度構成機関担当者名簿（敬称略） 無断転用禁止

	担当者の事業等の種別	担当者の事業所名および機関名
91	福祉サービス事業所	レモネードキッズ草津
92	福祉サービス事業所	★児童デイサービスもも
93	福祉サービス事業所	★発達支援教室ichi5（いちご）
94	福祉サービス事業所	あいサポートセンター
95	福祉サービス事業所	特定非営利活動法人 あい・ビリーブ (居宅介護・重度訪問)
96	福祉サービス事業所	ヘルパーステーションあじさい
97	福祉サービス事業所	ヒューマンケアあゆみ
98	相談支援事業所・福祉サービス事業所	ケア湖風介護サービス
99	福祉サービス事業所	障がい者サポートセンタースマイルフレンズ
100	福祉サービス事業所	ヘルパーステーションダブルチーム
101	福祉サービス事業所	ツクイ草津
102	福祉サービス事業所	サポートデ이지ー
103	福祉サービス事業所	にぎやかステーション
104	福祉サービス事業所	ニチイケアセンター草津
105	福祉サービス事業所	no-doライフ
106	福祉サービス事業所	ヘルパーステーション向日葵
107	福祉サービス事業所	プラスケアPeco
108	福祉サービス事業所	草津地域福祉事業所 みんなの家
109	福祉サービス事業所	メディケア訪問介護事業所
110	福祉サービス事業所	訪問介護事業所るびな
111	福祉サービス事業所	★訪問介護事業所よかよか
112	福祉サービス事業所	ソーシャルインクルーホーム草津橋岡町
113	福祉サービス事業所	グループホーム・ケアホーム ゆかの里
114	福祉サービス事業所	障がい者グループホーム ラビホーム
115	福祉サービス事業所	グループホーム住倉草津／短期入所住倉草津
116	福祉サービス事業所	ホームばとん
117	福祉サービス事業所	みのりハウス
118	福祉サービス事業所	★きららホーム
119	福祉サービス事業所	★グループホームディアハウス
120	福祉サービス事業所	★RUMAH RUMAH

★印は新規登録構成機関

令和7年度構成機関担当者名簿（敬称略） 無断転用禁止

	担当者の事業等の種別	担当者の事業所名および機関名
121	保健・医療関係機関	訪問看護ステーションちょこれーと （滋賀県訪問看護連絡協議会第2ブロック）
122	保健・医療関係機関	訪問看護ステーション デューン草津
123	保健・医療関係機関	淡海医療センター・淡海ふれあい病院
124	保健・医療関係機関	みのり薬局
125	保健・医療関係機関	リニエ訪問看護ステーション草津
126	保健・医療関係機関	滋賀県立精神医療センター
127	保健・医療関係機関	スフィード訪問看護ステーション
128	教育関係機関	滋賀県立甲南高等養護学校
129	教育関係機関	滋賀県立草津養護学校
130	教育関係機関	草津市教育委員会事務局 児童生徒支援課
131	就労関係機関	NPO法人滋賀県社会就労事業振興センター公益事業部
132	就労関係機関	湖南地域働き・暮らし応援センター りらく （運営委員）
133	関係行政機関	滋賀労働局草津公共職業安定所
134	権利擁護関係機関	特定非営利活動法人 成年後見センターもだま
135	当事者団体	NPO法人草津手をつなぐ育成会
136	当事者団体	草津市心身障害児者連絡協議会
137	当事者団体	草津市肢体不自由児者父母の会
138	当事者団体	草津市身体障害者更生会
139	当事者団体	草津市精神障害者家族会ひまわりの会
140	当事者団体	滋賀県脊髄損傷者協会
141	当事者団体	滋賀県難病連絡協議会
142	関係行政機関	草津市障害福祉課
143	関係行政機関	草津市生活支援課
144	関係行政機関	草津市健康増進課
145	関係行政機関	草津市人とくらしのサポートセンター
146	関係行政機関	草津市こども若者部 幼児課
147	関係行政機関	草津市こども家庭若者課
148	関係行政機関	草津市こども若者部 家庭児童相談室
149	関係行政機関	草津市発達支援センター （運営委員）
150	関係行政機関	商工観光労政課

★印は新規登録構成機関

令和7年度構成機関担当者名簿（敬称略） 無断転用禁止

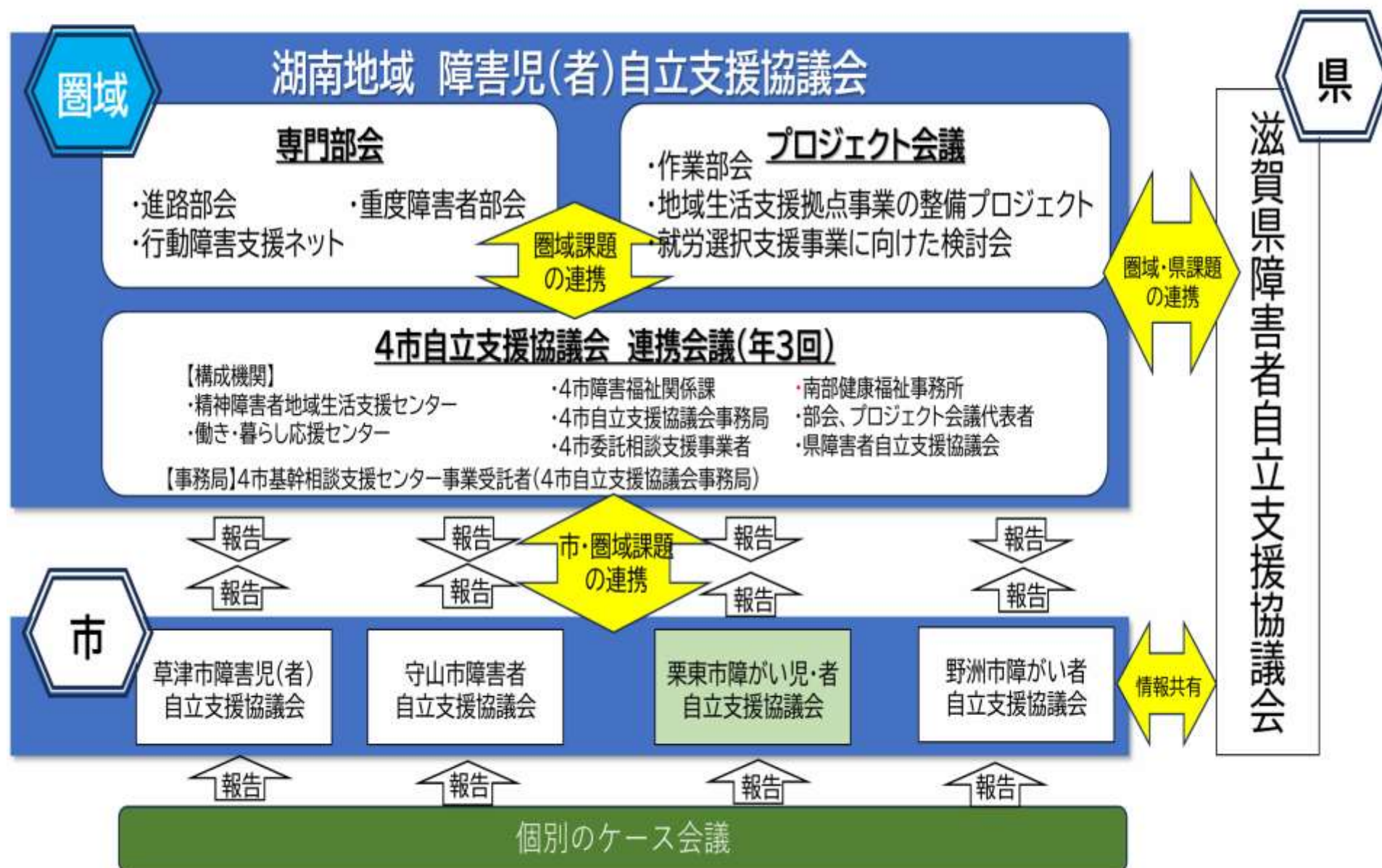
	担当者の事業等の種別	担当者の事業所名および機関名
151	関係行政機関	滋賀県中央子ども家庭相談センター
152	関係行政機関	滋賀県立精神保健福祉センター
153	関係行政機関	南部健康福祉事務所
154	その他（隣保事業）	草津市立新田会館
155	その他（隣保館）	草津市立西一会館
156	就労関係機関	草津市立常磐東総合センター
157	相談支援事業者	草津市立橋岡会館
158	その他	社会福祉法人 草津市社会福祉協議会
159	その他	滋賀県発達障害者支援センター
160	その他	草津市ボランティア連絡協議会
161	その他	草津市民生委員児童委員協議会
162	その他	草津地区障害者施設連絡協議会
163	その他	草津市基幹相談支援センター（事務局）

★印は新規登録構成機関

令和7年度 湖南地域 障害児(者)自立支援協議会の構成

湖南地域・4市自立支援協議会の重層的な仕組み

12



令和7年度 湖南地域障害児（者）自立支援協議会

連携会議（事務局：守山・栗東障害者相談支援センターみらいく）

進路部会

事務局
野洲養護学校・野洲市障がい福祉課

作業部会

事務局
守山・栗東障害者相談支援センター
みらいく／びわこ学園
／野洲市障がい福祉課

重度障害者
部会

事務局
推進チーム・びわこ学園
施設整備チーム・栗東市障がい福祉課

行動障害
支援ネット

事務局
守山・栗東障害者相談支援センター
みらいく

地域生活支援拠点
整備プロジェクト

事務局
栗東市障がい福祉課

就労選択支援事業
に向けた検討会

事務局
働き・暮らし応援センターりらく

令和6年度 草津市障害福祉の主な取り組みについて

1. 基幹相談支援センター事業（予算概要7・相談支援費）

基幹相談支援センターを障害者福祉センターに設置

2. 虐待防止対策事業（予算概要7）

（1）草津市障害者虐待について

（単位：件）

令和6年度	養護者・家族等	施設従事者等	使用者	合計
相談通報	10	8	0	18
認定	2	1	0	3
身体的	0	1	0	1
ネグレクト	2	0	0	2
心理的	0	0	0	0
性的	0	0	0	0
経済的	0	0	0	0

【参考】令和5年度

相談通報：15件（養護者3件、施設従事者等11件、使用者1件）

認定：4件（養護者1件【身体】、施設従事者3件【身体2件、心理1件】）

（2）草津市の傾向とお願い

虐待通報については昨年度と比較すると3件増加であった。支援者や関係機関から通報いただくことも多く、引き続き、障害児者支援に関するすべての方が、早期発見・早期通報に努めていただきたい。

（3）草津市虐待防止センターからのお願い

①ためらわずに通報、相談を

通報は、罰するためのものではなく、誰かを救うためのもの

匿名でも、「通報です」と言わなくても、結果的に虐待でなくてもOK

②個人で抱え込まず、組織で対応

日々の支援も、虐待予防も、虐待対応も、一人ではできない

③組織としての仕組みづくり

支援方法に関する情報共有の徹底や、職員のストレスケアを大切に

④「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」の活用

3. 人材育成研修受講支援補助金（予算概要5・援護施設費）

生活介護事業所での強度行動障害者への対応力の向上及び新規の受け入れ確保のため、強度行動障害者養成研修の受講しやすい環境の整備を目的として、本補助金制度を継続して実施しました。

対 象：強度行動障害支援者に関する研修を受講する者の属する法人等

補助額：12,000円/人日。

(当初予算：4事業所×2日分：96,000円)

(実績：2件(5日分)：60,000円)

4. 孤立化防止対策事業(予算概要16)

障害者とその家族が地域で孤立することなく生活を送っていくため、孤立を防止する活動として、訪問活動とサロン活動を行いました。

訪問活動については、8050問題を念頭に置きながら、30～40歳代の障害者のおられる御家庭で、相談員等の支援者と繋がりのない方を対象者として訪問相談支援を行いました。令和6年度は草津学区在住の方を対象に実施しています。

対象者数：R6新規98件

対象：草津学区在住の30～40代の身体障害者手帳(1-2級)、療育手帳、精神保健福祉障害者手帳をお持ちの方でサービス利用のない方

※令和6年度は身体障害者手帳の新規対象者はなし

5. 障害児者相談支援事業(予算概要10・地域活動支援センター費)

(1) 計画相談支援事業

障害福祉サービス等を利用する障害児者を対象に相談支援事業所等によるサービス等利用計画・障害児支援利用計画に基づき支給決定を行いました。

また、計画相談支援事業所に対して、相談支援体制を強化していただくことを目的に体制強化補助金を交付しました。

(令和7年3月末時点)

【障害福祉サービス利用者数】

1,208名(うち、セルフ139名/セルフ率11.5%)

【R5比較：60名増、うちセルフ6名増、セルフ率0.1%減】

(2) 一般相談支援事業

令和6年度もNP0法人心身連さん、および医療法人周行会の相談支援事業所「風」さんに、業務委託等を行うことにより一般相談支援事業を実施しました。

(3) 基幹相談支援事業

令和6年度もNP0法人心身連さんに基幹相談支援事業を委託し業務を実施しました。

6. 地域生活支援拠点等整備事業

障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるような支援体制を本格的に構築するために、体制整備に向けた要綱やガイドラインの作成に取り組みました。

令和6年度は本事業に地域生活支援拠点として草津市内で8事業所に登録いただきました。

1. 令和6年度の主な活動とその成果について

(1)総合的・専門的な相談支援の実施

(ア) 障害の種別や各種ニーズに対応できる相談窓口として、総合的・専門的な相談支援を実施

- ・基幹相談支援センターは障害の種別にかかわらず、様々なニーズに対応する相談窓口としての対応が求められるため、社会資源の現状把握や、介護保険や医療、触法の障害者の支援機関等と、広い機関との連携を心掛けた。
- ・地域包括支援センター、介護保険のケアマネ、病院や他市の相談支援事業所等からケースの相談が増えており、顔の見える関係性の醸成やつながりの中で、基幹相談支援センターの認知度が進んできている。
- ・支援困難事例、触法事例、草津を援護地とする県外の複雑な事例について、支援者会議の招集を行い、支援のコーディネートや助言を行った。
- ・障害高齢者の介護保険制度への移行は各相談員に対し、介護保険制度と障害福祉サービスの各制度の特徴や違いを理解し、利用者が介護保険への移行で生活に不都合を生じさせないように、障害福祉課と基幹で事前面談を行い、適切な移行の準備ができた。
- ・障害児の相談支援事業所や、医療的ケア児等コーディネーターとの連携、放課後等デイサービス事業所並びに障害児の保護者の相談等ケースを通した連携に努めた。
- ・地域包括支援センターの研修会で、基幹相談支援センターの事業紹介を行い、基幹相談支援センターの周知に努めた。
- ・草津市の中核的な組織である草津市障害者福祉センターの中に事務所がある利点を活かし、計画相談、委託相談、基幹相談支援センターの3層による各機関の役割分担と、スムーズな連携が進むよう、基幹が調整を図る会議を月1回開催した。

【取り組みから見える課題と対応について】

- ・障害の総合相談の窓口となるために、引き続き基幹相談支援センターの役割を地域に周知し、認知度を高め相談がしやすい取り組みが必要である。そのために関係機関との連携と訪問等を積極的に行いたい。
- ・基幹相談支援センターは、他機関並びに、専門機関への協力要請等、ケース支援のコーディネート機能と支援者支援が求められる。しかし、そのような基幹の役割を果たす為には、日頃からの関係機関とのつながりの構築、基幹の職員自身の力量形成に努める必要がある。

(イ) 新規ケースの緊急的な相談支援及び地域の相談支援事業所への引継ぎ

- ・令和6年度は計画相談を希望する人自らが相談事業所を選択できるように対応することとなったが、事業所の情報等が必要な方が多く、必要に応じ受任調整を実施した。
- ・草津養護学校の高等部卒業生等が障害福祉サービスを利用される場合の計画相談事業所へのつなぎは、進路移行会議等に基幹相談支援センターが参加し、障害福祉サービスの必要な方には、関係事業所・委託相談・計画相談事業所との連携を取り適切につなぐことができた。
- ・委託相談と連携し、セルフプランの作成支援やサービス調整を行った。
- ・市内の計画相談事業所で、閉所や休止される計画相談事業所が3か所(レモネード・いまここ杏・クロスロード)や新規で開所される計画相談事業所が4か所(Bivouac・りんくる・リミットブレイク・シエンス)あった中で、必要に応じ情報提供等移行の支援を実施した。

【取り組みから見える課題と対応について】

(相談体制の充実)

- ・計画相談を求める利用者や家族に対して、スムーズにつながれるためには相談支援事業所の体制整備が必要である。令和7年3月末の時点で障害児を主に支援を行う事業所は5か所、障害者を主に行う事業所は12か所となった。
- ・しかしながら、相談支援事業所の相談員は、所属法人等の他業務との兼務（居宅支援や放課後等デイサービス、就労継続支援B型等の通所サービス等）をしていることが多く、相談員一人当たりが担当する利用者数の制約に繋がり、相談員数に反して、受け入れ態勢が整っていない。
- ・引き続き相談事業の意義について、施設側に啓発していく必要がある。

(開業して日が浅い事業所の相談員への支援者支援)

- ・ぼアソ、Bivouac、りんくるについては計画相談の受任を増やす過程の中で、生じる困りごとには適宜個別で基幹相談支援センターがフォローしているが、相談員会議の活用や個別の相談を行い基幹として人材育成に努める。
- ・さらに、各事業所等が相談支援業務に専任の相談員を配置させない背景には、報酬の低さによる相談支援業務の安定した収入確保の困難性が大きく影響をしていると巡回訪問時に聞き取っている。
一方で、計画相談専門で開業している事業所も3か所存在し、経営の安定化を図るためにも機能強化型体制加算等が算定できるように、事業所間連携等も含めた関係づくりに取り組む。
- ・基幹相談支援センターとしてできることは、利用者支援を一番に据えながらも、相談支援業務の効率性と本人のニーズに合致した適切な支援のバランスを取るための工夫の情報共有を令和7年度の相談支援部会でも行えるようすすめる。

(2) 地域の相談支援体制の強化の取り組みに関すること。

(ア) 地域の相談支援事業所への専門的指導・助言

- ・市内全部の相談支援事業所を巡回し、それぞれが抱えている課題等の抽出や困難ケースの助言等を行った。
- ・障害児の相談支援事業所は2か所新しく開業した事業所があり、障害児から者への移行するにあたり、障害福祉サービスの説明や意見交換の勉強会を実施した。
- ・市内の中で1か所の相談支援事業は、相談支援事業に取り組みたい希望に反し、事業所内の都合により相談業務に困難さを抱える事業所があり、今後は当該事業所からの相談があれば対応する方向で推移を注視するとした。
- ・相談支援事業所の訪問を上半期・下半期と年2回訪問したことにより、計画相談の範囲を超える支援が必要な困難ケースのフォローやアドバイスが叶い、相談員の後方支援につながった。

【取り組みから見える課題と対応について】

- ・一人相談員の相談支援事業所の相談員にとって、相談員同士の横のつながりや、情報共有、社会資源の情報収集などが希薄になりがちである。2か月毎の相談支援部会において、事例検討を行う事で相談員のスキルアップや悩みの解消に寄与できたので、今後も貴重な機会として活用していきたい。
- ・障害児の相談支援事業所は児のサービスにとどまらず、18歳以降の者のサービス利用の情報などを保護者と共有しながら、進路選択に助言が必要となる。児の相談事業所がトータルで制度を理解し、利用者等に情報提供ができるようにしたい。
- ・事業経営に十分見合った報酬体系ではない為、加算の取得ができる様にそれぞれの事業所に対し、報酬の算定条件を満たせるような取り組みを促すようにしたい。

(イ) 相談支援従事者等の人材育成

- ・市内の相談支援事業所の相談員に対し、スキルアップ研修を2回開催した。(1回目:「思いやニーズにたどり着くための面接技術」2回目:「基礎から学ぶファシリテーション」参加者:1回目21人、2回目24人参加)
- ・ほっとココは、市内の半数の計画数を持つ中核的相談支援事業所であるため、相談機能のスキルアップを重点的に取り組んだ。具体的には、毎月事例検討会議の必要性を伝え、定例的な開催の定着化と助言を行った。
- ・滋賀県相談員初任者研修のフォローアップとして、湖南4市で新人相談員の研修の共同開催を行った。
「こなんの会」2回開催(相談員を含む市内の福祉サービス事業所の研修受講者延べ35人が参加)
- ・市内の相談支援事業所に上半期・下半期に1回ずつ訪問し、相談支援にかかる課題について議論したり、アドバイスすることができた。
- ・相談支援部会において、事例検討会を5回開催し、プランニングやモニタリングにおいての相談員の共通の理解を進めることができた。

【取り組みから見える課題と対応について】

- ・相談員のスキルアップ研修の開催をしたが、日頃の機関と各相談員とのコミュニケーションの中で、相談員にとって必要な知識や技術の他、相談員が何に困っているのか、優先順位を把握してテーマ設定をすることが研修会の参加者増につながると思われる。できるだけ多くの相談員が受講できるように努めたい。
- ・令和6年度は相談支援部会において、計画相談のサービス等利用計画書、モニタリング報告書を活用し、事例検討をベースに相談のスキルアップと共に、相談業務の効率的な業務運営ができるような支援となり、令和7年度においても継続して実施していく必要がある。

(3) 自立支援協議会等の運営等に関すること

(ア) 市自立支援協議会の事務局、部会等の運営

- ・運営会議を年6回開催し、全体会議1回、定例会議4回、研修会1回を計画的に実施できた。
- ・令和5年度から重度心身障害児者の入浴の問題の検討をしてきた中で、アンケート調査のまとめから自立支援協議会から市に提言することができた。
- ・精神障害者・発達障害者の支援の在り方の検討として、市内の相談支援事業所の相談員にアンケート調査を実施して、草津市内の精神に障害のある方の実態調査ができた。今後の「にも包括」に取り組むための材料として活用したい。
- ・相談支援部会では、計画・モニタリング等を用いて事例検討を実施し、相談員のスキルアップや記載等における簡略化を目指す協議を実施した。また、事業運営等における問題点などを話し合う中で障害児相談支援事業所連絡会からの意見や要望も合わせて、市へ児童相談支援にかかる要望書の提出ができた。
- ・昨年度から草津市社会福祉協議会の地域福祉の取り組みに障害分野が参加できるようになったが、草津市社会福祉協議会とそれぞれの学区社協が主催する会議に参加し、地域の医療福祉の検討に障害分野からの意見を発出することができた。特に近年重点的に取り組んでおられる訪問介護等事業所の訪問先での駐車場の不足や駐車禁止の罰金等の課題について、現状把握や課題抽出を障害分野も含めて協議することに繋げることができた。とかく高齢者支援が中心になりがちな社会福祉協議会の地域づくり活動に障害者支援の声が反映できるきっかけになった。
- ・市内にあるグループホーム設置事業者の懇談会を開催し、グループホームの運営にかかる課題や悩みを話し合うきっかけづくりができた。参加した事業所から、引き続き懇談会を開催してもらいたいとの要望もあり、住まいの場としての地域資源の把握や利用者の状況確認に繋げることができた。今後の専門部会の設置に向けた足掛かりが作れた。

【取り組みから見える課題と対応について】

- ・障害福祉サービスそれぞれの分野において、報酬体系が基本報酬への増額ではなく、様々な加算を創設して算定する条件をクリアためのハードルが高くなっている。人材不足等の影響から、算定条件を得られず運営や経営が圧迫される事業所や、条件を整えても、請求にかかる手間の増大から経営が楽になるどころか負担の増大に繋がっている。
- ・そのために、優先順位を配慮し、必要に応じて専門部会での検討等につなげていきたい。

(イ) 湖南地域障害児・者サービス調整会議、部会等への参加及び運営協力

- ・湖南圏域サービス調整会議、専門部会に参加し、広域で取り組むべき課題への意見を述べ、また広域の取り組みを草津市障害児（者）自立支援協議会で報告した。

【取り組みから見える課題と対応について】

- ・圏域で急速に増加した日中サービス支援型のグループホームの運営について、適切な支援が提供されているのか、圏域の自立支援協議会で監視し、利用者の安心した生活につながるよう情報共有をしながら注視しなければならない
- ・湖南4市で取り組むサービス調整会議の本部会議（連携会議）、専門部会（進路部会、作業部会、重度障害者部会、行動障害支援ネット、地域生活支援拠点プロジェクト・就労選択支援事業プロジェクト）に基幹と委託の相談員が出席していたが、広域で取り組む地域課題の経過や方向性を計画相談の相談員に情報提供して、個別課題が広域でどのように地域づくりに繋がっているのかを伝えていかなければならない。
- ・滋賀県ネットワーク事業の廃止等の影響から、令和7年度以降の圏域の自立支援協議会運営におけるマネジメント体制に課題があり、圏域の4市と3か所の基幹相談支援センターにおいて、一層の協力体制を取らねばならない。

(ウ) 滋賀県自立支援協議会部会等への参加及び運営協力

- ・滋賀県障害児者自立支援協議会、地域自立支援協議会・基幹相談支援センターネットワーク部会へ出席し、先進地の実践の情報交換や助言を受けた。

【取り組みから見える課題と対応について】

- ・この会議では、基幹相談支援センター（多くは圏域ごとに設置）の業務、特に自立支援協議会の運営について情報共有を行った。
- ・行動障害ネットワーク会議では、県障害福祉課や教育委員会への要望書を提出した結果、滋賀県からの一定の回答がなされた。今後も地域づくりのために行政に施策提言していかなければならない。

(4) 社会資源の活用支援に関すること（社会資源の開発・強化）

- ・草津市障害児（者）自立支援協議会のホームページの更新
- ・草津市内のグループホーム設置事業者の懇談会を開催し、情報を収集し纏めた。
- ・新たに開業した障害福祉事業所の情報の、問い合わせに応じたり、適宜各相談支援事業所に提供したりした。

【取り組みから見える課題と対応について】

- ・草津市障害児（者）自立支援協議会のホームページに社会資源の情報を掲載しているが、情報の更新が課題である。更新は年度の最終で事務局で把握している部分を更新していく予定であるが、事業所の開設や閉所は常に流動的であるため、問い合わせには、適宜最新の情報が提供できるよう収拾に努めている。

(5) 権利擁護・虐待防止に関すること

(ア) 受理会議への参加・助言・情報提供

- ・虐待の受理会議(コア会議)の招集に応じて、過去の支援情報等を把握して参加し、虐待防止センターとともに課題を整理し、情報提供や対応についての意見を述べた。

(イ) 被虐待者、擁護者への支援体制のフォローアップ

- ・擁護者、被虐待者のその後の支援を計画や委託の相談員と連携し継続的な関係調整、環境整備を行った。
- ・必要に応じ、委託相談員や計画相談員との協力体制を持つようにした。

【取り組みから見える課題と対応について】

- ・擁護者からの虐待のケース、または虐待を行った擁護者の支援を虐待防止センターと連携して、基幹・委託相談・計画相談の担当者が支援チームを組んで当たることになるが、支援の方針や経過のモニタリングの時期及び報告等、虐待防止センターとの共有が重要である。

(ウ) 虐待防止に関する啓発・研修の企画・運営・講師

- ・虐待防止センターと共催で研修を2回実施した。1回目は令和6年9月11日(水)にテーマを「障害者の人権擁護的視点からの提案」『意思決定支援から虐待防止への行動』とし、講師に 特定非営利活動法人成年後見センターもだまの竹村直人所長を招き研修会を実施したが、110人の参加であった。
- 2回目は、令和7年1月24日(金)に第1部を滋賀県健康医療福祉部障害福祉課の瀬戸野喜雄氏を講師に『障害のある人への合理的配慮ってどんなこと?』をテーマに講義いただいた。第2部に草津市出前講座を利用し知的・発達障がい疑似体験啓発キャラバン隊 びわこ☆めだか隊に『障害者の困りごとを体験してみる』『合理的配慮の提供について』をテーマ講義と体験をした。第3部にグループ討議をしたが、57機関75名の参加者皆様の好評を得られている。

【取り組みから見える課題と対応について】

- ・継続して虐待防止研修をしていくうえで、研修のターゲットになる対象層に応じた内容の選定と、年度をまたいで研修計画の立案が課題であると思われる。

(6) 地域移行・地域定着の促進の取り組みに関すること

- ・昨年度課題別懇談会において、優先的な取り組みが必要と共通認識した「にも包括の推進」であるが、広い分野に及ぶ取り組みが必要な「精神障害者にも地域包括支援事業」の実施は、関係者の中でのイメージや、方向性の共有から次年度取り組む必要があることを認識した。昨年度実際に湖南病院に出向き、情報交換と意見交換を行った結果、病院から地域移行・地域定着の対象者がほとんどおられないことが分かり、今年度、まず地域の精神障害者の状況把握から始めて、暮らしやすい地域とする活動に繋げることとなった。
- 市内の相談支援事業所の相談員にアンケート調査を実施し、市内の精神障害者やその状況にある方の現状を把握することを始めることができた。

【取り組みから見える課題と対応について】

- ・「精神障害支援にも地域包括支援体制事業」を通した取り組みの推進が地域移行・地域定着の事業の推進に連結するとして、この活動を進めることとする。草津保健所・障害福祉課・精神障害者地域生活支援センター風・草津市基幹相談支援センターの4者で協議を進めている。

(7) 地域生活支援拠点に関すること

- ・地域生活支援拠点4市の担当者および基幹相談支援センターの合同会議に参加し意見を述べた。
- ・草津市障害児（者）自立支援協議会で、地域生活支援拠点等整備事業の報告を行う予定であったが、ガイドラインの完成と運営については、まだまだ課題があり協議を進めているところである。

【取り組みから見える課題と対応について】

- ・拠点整備事業のスタートには4市の足並みをさらにそろえる必要がある。基幹相談支援センターは圏域の3つの基幹相談支援センターとより連携を図って情報共有に努めたり、協議会を活用して利用状況についてモニタリングをしていく必要がある。
- ・障害福祉課から圏域のガイドラインの説明を受けたが、基幹相談支援センターに拠点コーディネーターの役割を求められているため、実際の運用について通常の基幹相談支援センター機能の維持に不安が残る。
- ・広域で検討されスタートする事業であり、関係者への丁寧な説明や利用者への相談員からの適切な利用促進を進め、草津市としての課題をまとめることが基幹相談支援センターの役割と思われる。

令和6年度草津市孤立化防止事業 活動報告

1. 事業の目的

障害者とその家族が地域で孤立することなく生活を送っていくため、孤立を防止する活動を行うとともに、地域で障害や障害者についての理解を促進することを目的とする。

2. 事業の内容

- (1) 孤立が懸念される障害者世帯の訪問活動
- (2) 障害者を養護する者が気軽に参加し、懇談できるサロンの開催
- (3) 支援者・各支援主体等への啓発活動およびネットワークづくりの検討

3. 事業参加団体

- ・特定非営利活動法人草津手をつなぐ育成会
- ・草津市肢体不自由児者父母の会
- ・草津市精神障害者家族会ひまわりの会
- ・草津市民生委員児童委員協議会
- ・草津市社会福祉協議会
- ・草津市健康福祉部障害福祉課
- ・特定非営利活動法人草津市心身障害児者連絡協議会（事務局団体）

4. 活動内容

(1) 訪問活動

今年度の継続訪問に関しては11世帯の訪問になった。関係性も深まり、家族が高齢になるにしたがって、自身の健康問題や生活環境の変化等の問題が直面し、さらには子の将来への不安と洩らず家族が多くなってきている。継続して訪問する必要性を感じる一方で、もちろん家族の同意はあるが、必要に応じては年数回の訪問が必要になるのではと感じる。その為には、気になる家族には早目の訪問を実施して状況を把握しておくことが大事である。

新規訪問に関しては今年度は草津学区を対象にした。今回訪問して分かった事であるが、とにかくマンションは、周囲への配慮・拒否感強いので抵抗感があった。こちらとしても緊張感をもって訪問しなければならなかった。一方、一軒家は比較的に好意的な反応の方多く、長時間話すことが多かった。拒否される方も少なく感じた。

昨年度同様に訪問をうけるなら市役所まで相談をしに行きますと言われた方や、気にかけて下さっていると喜ばれた方もおられた。新規掘り起しの必要性を再度実感している。

今後の課題としては訪問を重ねる中で関係性ができてしまい、別の訪問員に引き継ぐという事が難しいという事が分かった。家族会での訪問が必要ではないかと思うケースであっても、家族や本人に説明する中で遠慮される。どういう引継ぎの仕方がよいのか、さらにいうと新規の訪問で訪問する人に関しても考えていかなければいけないのではないかと感じる。

新規訪問を事務局と障害福祉課が行い、継続訪問を家族会が行うと分けたことにより、うまく回りだしたと感じる一方、継続した訪問の在り方や新規訪問者の今後の引継ぎや訪問の仕方など考えていきたい。

(3) サロン活動

◆ つながりサロン

【趣旨】地域に根差したサロンの下地づくりとして、障がいのある方またはそのご家族が気軽に集いつながれる場を提供し、互いに交流を深めることにより、障がい者またはご家族の貧困・孤立・孤独を防止する。

【対象者】障がいのある方またはそのご家族、障がいの有無に関係なく関心のある方

【開催時間】10:30～12:00

◆ ふくふくサロン

【趣旨】各支援主体や関係機関を交えた座談会を開催し、情報共有や支援者等への啓発およびネットワークづくりをする。また、地域の理解者を増やし、福祉委員や思いのあるボランティア等の育成を目指す。

【対象者】家族会、民生委員、地域包括支援センターおよび障害福祉に関心のある方

【開催時間】10:30～12:00

◆ ふくふく相談会

【趣旨】気軽に相談できる場所として、事務局と市、そして委託相談員が受け止め、そこからどう対応していくかは本人の意向をもとに判断していく。

【対象者】障がいのある方またはそのご家族、障がいの有無に関係なく関心のある方

【開催時間】10:30～12:00

① 第1回

日 時 令和6年10月9日（水）

場 所 志津まちづくりセンター

参加者 ふくふくサロン：28名、ふくふく相談会：0名 計28名

② 第2回

日 時 令和6年11月13日（水）

場 所 草津市総合交流センター（キラリエ草津）

参加者 ふくふくサロン：40名、ふくふく相談会：1名 計41名

③ 第3回

日 時 令和6年12月11日（水）

場 所 草津市立市民交流プラザ（フェリエ南草津）

参加者 ふくふくサロン：29名、ふくふく相談会：0名 計29名

④ 第4回

日 時 令和7年1月9日（木）

場 所 常盤まちづくりセンター

参加者 ふくふくサロン：33名、ふくふく相談会：0名 計33名

⑤ つながりサロン

日 時 令和7年2月12日（水）

場 所 草津市立障害者福祉センター

参加者 23名 計23名

【サロン活動について】

ふくふくサロンは、民生委員をはじめ、地域包括支援センターや関心のある方など参加があり、地域に浸透してきたと感じる。今回、第1回から第4回のふくふくサロンの感想に加え、各学区の民生委員の感想も改めて頂いた。前向きな意見が多く、さらに要望に関しても前向きさを感じる。要望すべてを沿うことは難しいが検討することも必要ではないかと感じるとともに、ふくふくサロンがとても大切な位置づけになってきたと思う。

つながりサロンは、今年度も家族会と事務局が中心となって2月に実施した。同じ立場で悩みや相談を聞いてもらえたことで、参加者からは参加をまよっていたのですが、来てみていろいろお話が聞けて良かった、共感と安心を得る時間となりました等の声をいただいた。

ふくふく相談会は、草津市立障害者福祉センターの相談員が来場者の悩みや相談を聞き、それに応じた情報提供や具体的な提案をすることで、今年度の参加者は1名であったが、親身に聞いてもらえてとても良かったとの言葉をいただいた。ただ、ふくふくサロンに参加している方の中には個別に相談に乗っていただきたいというお声も頂いており、同日、同時刻の開催に関しては検討する必要がある。例えばふくふくサロンの後にふくふく相談会の時間を設けたり、別日に相談会を持つなども考える時期にきている。いずれにしてやはり公の窓口とは違った相談会の場が必要だと感じる。また、相談会に関しては今年度ありがたい事に様々な方面から相談会を一緒にしたいとの打診があった。相談内容は様々であり、幅が広がるのはありがたいことである。過去、福祉センターや障害福祉課が行ってきたが、今後、調整しながら進めることも必要と感じる。

【総括】

今年度の継続訪問に関しては11世帯の訪問で関係性も深まり、家族が高齢になるにしたがって、自身の健康問題や生活環境の変化等の問題が直面し、さらには子の将来への不安と洩らず家族が多くなってきている。継続して訪問する必要性を感じる一方で、もちろん家族の同意はいるが、必要に応じては年数回の訪問が必要になるのではと感じる。その為には、気になる家族には早目の訪問を実施して状況を把握しておくことが大事である。

一方、新規訪問は、マンションに関して、周囲への配慮・拒否感強いので抵抗感があり、緊張感をもって訪問しなければならなかった。一方、一軒家は比較的に好意的な反応の方多く、長時間話すことが多かった。拒否される方も少なく感じた。新規の課題としては、訪問を重ねる中で関係性ができてしまい、別の訪問員に引き継ぐという事が難しいという事が分かった。家族会での訪問が必要ではないかと思うケースであっても、家族や本人に説明する中で遠慮される。どういう引継ぎの仕方がよいのか考える必要がある。

新規訪問を事務局と障害福祉課が行い、継続訪問を家族会が行うと分けたことにより、うまく回りだしたと感じる一方、継続した訪問の在り方や新規訪問者の今後の引継ぎや訪問の仕方など考えていきたい。

サロンに関しては、ふくふくサロンは、民生委員をはじめ、地域包括支援センターや関心のある方など参加があり、地域に浸透してきたと感じる。

つながりサロンは、今年度も家族会と事務局が中心となって実施した。同じ立場で悩みや相談を聞いてもらったことで、共感と安心を得る時間となったと思う。

ふくふく相談会は、草津市立障害者福祉センターの相談員が来場者の悩みや相談を聞き、それに応じた情報提供や具体的な提案をすることで、今年度の参加者は1名であったが、親身に聞いてもらえてとても良かったとの言葉をいただいた。ただ、ふくふくサロンに参加している方の中には個別に相談に乗っていただきたいというお声も頂いており、同日、同時刻の開催に関しては検討する必要がある。例えばふくふくサロンの後にふくふく相談会の時間を設けたり、別日に相談会を持つなども考える時期にきている。いずれにしてやはり公の窓口とは違った相談会の場が必要だと感じる。今後、調整しながら進めることも必要と感じる。

孤立化防止事業が浸透するとともに、検討委員をはじめ、サロンに参加いただいた方の意識が高くなってきているように感じる。参加者の中にはマンネリを感じる方もいるが、継続は力なりという言葉の通り、継続してきたからこそ意識の向上につながっている。今後は、良い部分を残しながら時代に合わせた形を作りあげていくべきだと感じる。

2024(令和 6)年度 草津市立障害者福祉センター 相談支援活動のまとめ

1) 相談者（実人数）

	R4 年度	R5 年度	R6 年度
新規相談者数	99	76	69
うち本人・家族からの相談	6	8	12
うち障害福祉課からの情報	67	21	16
うち医療・福祉関係機関からの相談	19	29	17
うち公的機関からの相談	7	5	5
うち匿名・単発での相談者	—	13	19
委託相談支援の登録者数	167	230	187
うち担当相談員あり	94	143	179
うち定期的に面談・会議がある人 注1	—	—	64
サービスの利用を開始した人	22	34	23
うち計画相談へ移行した人	19	23	5
うちセルフプランを希望した人	0	2	2
計画相談の担当相談員と並走して支援している人	0	4	14

注 1) 面談は電話相談も含む。

*新規相談者数は 69 人。

主管の障害福祉課の他、多方面から相談がある。市の広報に相談窓口として当センターを掲載しており、本人や家族、単発で相談があるケースが増えている。福祉サービスに関する情報提供や社会生活に関する一般的な相談窓口としての役割を果たしている。

*一般的な相談支援（以下、委託相談）の登録者は 187 人。

2 名の専任相談員が継続的に支援している方は、179 人。昨年度より 36 人増え、専任の委託相談員が配置された令和 4 年度のおおよそ 2 倍になっている。

（各担当の担当ケース数 大道：78 小枝：100 、2 人が担当：1）

*福祉サービスの利用を開始した方は 23 人。

- ・そのうち、計画相談を利用して相談支援事業所へ完全に支援が移行した方は 5 人。残り 14 人は委託相談員がサービス等利用計画書(以下、セルフプラン)の作成を支援し、福祉サービスの利用を開始している。
- ・セルフプランを希望した人は、2 人であった。
- ・令和 5 年度にセルフプランの作成を支援し、そのままセルフプランを継続している方もいる。
- ・計画相談へ移行した方が大幅に減少した背景には、受け手側の相談支援事業所の体制上の都合で計画相談の受任が難しい状況がある。計画相談の受け入れ時期を調整する間をセルフプランの作成を委託相談員が支援して福祉サービスを利用している状況がある。

*計画相談を利用しながら委託相談が並走して支援している方は 14 人に増えている。

福祉サービスを利用されるまでの委託相談員の関わりが長く、対象者が並走を希望される場合や金銭管理、家族が抱える問題の解決等、生活面に課題が多い対象者は計画相談と役割を分担し、支援している。

2) 相談支援内容

相談支援内容(延人数)						世帯状況別(延人数)			
	来所	訪問	電話	電子メール	合計	家族と同居	障害者世帯	一人暮らし	合計
福祉サービ	44	75	298	100	517	211	14	319	544
入所・GH	1	7	42	10	60	54	0	9	63
企業就労	13	7	62	19	101	69	0	46	115
福祉的就労	28	57	194	46	325	282	0	61	343
健・医・保	85	204	412	129	830	596	25	265	886
教育・保育	0	2	51	2	55	53	0	2	55
財産・成年	16	26	75	41	158	105	20	50	175
社会・余暇	24	6	33	24	87	80	0	12	92
障害理解	29	15	191	47	282	224	16	76	316
家族・人間関係	35	24	141	25	225	148	22	57	227
生活技術	40	60	80	34	214	141	0	84	225
福祉センタ紹介	4	4	5	0	13	8	0	4	12
連絡・調整	0	3	147	58	208	141	5	58	204
合計	319	490	1731	535	3075	2112	102	1043	3257
R5年度合計	301	683	2049	680	3713	2668	230	973	3871

関係性(延人数)									
	本人	家族	事業所	行政	学校	病院	友人・知人	その他	合計
福祉サービ	219	30	223	83	0	5	1	1	562
入所・GH	20	6	28	3	0	6	0	0	63
企業就労	79	1	25	6	0	1	0	3	115
福祉的就労	171	12	148	15	0	0	0	0	346
健・医・保	576	62	126	23	0	116	0	2	905
教育・保育	51	0	0	4	0	0	0	0	55
財産・成年	56	19	29	28	0	3	0	45	180
社会・余暇	73	6	7	3	0	0	4	0	93
障害理解	52	27	140	76	1	19	1	7	323
家族・人間関係	93	103	20	10	0	2	0	3	231
生活技術	153	14	26	23	0	4	0	8	228
福祉センタ紹介	8	3	1	1	0	0	0	0	13
連絡・調整	105	27	45	27	0	4	0	9	217
合計	1656	310	818	302	1	160	6	78	3331
R5年度合計	1945	312	858	476	2	244	3	89	3929

障害種別(延人数)									
	身体障害	重症心身	知的障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	難病等	その他	合計
福祉サービ	257	0	68	218	97	0	4	0	644
入所・GH	0	0	9	38	24	0	0	0	71
企業就労	1	0	63	49	48	0	0	0	161
福祉的就労	11	0	125	189	93	0	8	0	426
健・医・保	68	0	151	679	208	0	4	0	1110
教育・保育	0	0	0	55	2	0	0	0	57
財産・成年	4	0	58	84	111	0	4	0	261
社会・余暇	4	0	37	46	26	0	1	0	114
障害理解	7	0	68	230	123	6	1	0	435
家族・人間関係	12	0	52	171	58	0	1	0	294
生活技術	5	0	46	119	86	0	2	0	258
福祉センタ紹介	1	0	1	10	4	0	0	0	16
連絡・調整	12	0	56	129	83	0	0	0	280
合計	382	0	734	2017	963	6	25	0	4127
R5年度合計	335	0	833	2627	1017	74	4	7	4897

個別支援会議(延人数)									
	本人	家族	事業所	行政	学校	病院	友人・知人	その他	合計
個別支援会議	46	7	25	20	0	8	1	1	108
合計	46	7	25	20	0	8	1	1	108
R5年度合計	36	5	24	19	0	8	0	4	96

相談内容は健康に関する内容が非常に多く、生活費等のお金の管理や人間関係の相談など、多岐にわたっている。家族から人間関係について相談が多くあることも特徴的である。

前年度と比較すると、相談支援件数（延人数）は減っている一方、来所による面談数と個別支援会議は増えていることから令和 4 年度に専任の委託相談員が配置され相談支援を実践する中、相談員が自宅訪問を重ねてきたことから社会参加の機会として来所へ結びつけることができたことやセルフプランによる福祉サービスの利用者が増えたことにより会議の開催の頻度が増えている。

3) 支援活動から見える課題や所感

* 委託相談の介入時期

新規相談において、計画相談へつながる率が高いと予想されるケースもアセスメント（客観的な判断軸で評価・分析すること）を兼ねて、まずは委託相談へ相談の依頼がある。それが妥当なのか、計画相談が相談支援事業所の体制上の都合により対応できないことが理由なのか評価し、課題を検討することが必要であると感じる。

* 地域活動拠点の不足

課税世帯で利用者負担があるため、福祉サービスの利用をためらうケースがある。例えば、夫婦の場合で、精神障害があり心身の不調が続き、家計の足しに福祉的就労（B 型）に就き、体力の向上、生活習慣の改善や健康の回復を希望するが、夫の扶養に入っていることで利用料が発生するために利用を控えるなど。福祉的就労以外の地域活動拠点が数多くあればつなぐことができるのに、と思う。

また、委託相談員が当センターの精神障害者サロンの運営やピアサポート活動（障害当事者同士の支え合い）の場の提供を実施しているが、開催頻度^(注 2)に限りがあるため、安心して過ごせる居場所を増やす必要があると感じている。

（注 2）精神障害者サロンは月 2 回、ピアカウンセリング事業は月 1 回の開催

* 計画相談を担う相談支援事業所の不安定な運営状況

相談支援事業所の活動休止・廃止が頻発したことで、障害当事者が計画相談を利用したい時に、利用できない状況に陥り、委託相談員が相談支援事業所へ繋ぐことができない（でき難い）状況があった。今後、計画相談を担う相談支援事業所が安定的に運営されないことで「計画相談と同等」の相談支援を実施していかなければならない状況がますます増えてしまうのではないかという強い不安と危機感がある。

* 頻回な福祉サービス提供事業所の調整

居宅介護事業所の人員体制の都合や利用者と関係を継続することができず、介護ヘルパーの確保を頻繁に行わなければならないケースで、計画相談を利用してないセルフプランの場合、または、介護保険サービスへ移行したが、障害福祉サービスの調整はサポートが必要な場合と計画相談を利用しているが、委託相談員がその役割を担いサポートしていた場合があった。多機関連携が必要であると理解している面と役割分担を整理して適正な相談支援活動を実施していくことも必要であると感じている。

資料 6

発達支援センター 令和6年度相談実績

相談実人数

就学前	643
学齢期	620
成人期	144
合計	1,407

相談延べ人数

就学前	1,645
学齢期	3,298
成人期	1,069
合計	6,012

相談主訴(＊)

子への関わり方	176
親の不安	106
検査希望	161
行動の問題	381
学習の問題	31
対人関係	127
発達の遅れ	287
発達障害	62
ことばの問題	25
行き渋り	33
不登校	19
進路相談	28
就労相談	30
福祉サービス	135
ひきこもり	16
医療の相談	22
合計	1,639

＊ 初回相談時に入力(重複有り)

1) 相談支援事業 (R6.4.1～R7.3.31)

	来所相談	サロン相談										同行										電話相談										訪問										調整										全相談延べ件数									
		草	栗	守	野	圏外	計	草	栗	守	野	圏外	計	草	栗	守	野	圏外	計	草	栗	守	野	圏外	計	草	栗	守	野	圏外	計	草	栗	守	野	圏外	計	草	栗	守	野	圏外	計																		
1	体調面 医療関係	0	2	1	3	2	8	31	0	10	11	7	59	41	49	56	47	3	196	125	81	138	81	5	430	24	21	26	17	3	91	16	27	3	17	4	67	237	180	234	176	24	851																		
2	家庭・ 家族関係	1	1	2	9	2	15	6	0	4	9	6	25	0	12	2	0	0	14	43	128	42	21	11	245	8	15	7	6	0	36	4	7	2	4	1	18	62	163	59	49	20	353																		
3	金融関係	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	4	8	0	1	6	10	1	18	40	17	12	24	2	95	10	18	1	11	5	45	3	16	1	7	2	29	54	52	20	55	14	195																		
4	制度・ 請求手続	0	1	2	10	0	13	0	1	2	5	0	8	16	14	17	25	3	75	54	17	20	25	1	117	50	29	38	40	17	174	9	5	4	9	5	32	129	67	83	114	26	419																		
5	人間関係	0	0	0	1	0	1	0	1	7	7	0	15	0	0	0	0	0	0	12	7	14	6	3	42	2	3	1	4	2	12	0	2	0	0	1	3	14	13	22	18	6	73																		
6	日常生活・ 余暇	1	3	5	17	0	26	7	3	26	49	7	92	17	8	8	29	4	66	285	74	217	212	31	819	36	34	25	28	7	130	4	8	6	2	2	22	350	130	287	337	51	1155																		
7	作業所利用	0	1	1	3	0	5	0	0	5	12	1	18	8	3	19	7	2	39	84	40	39	24	7	194	24	8	21	14	3	70	14	7	16	10	6	53	130	59	101	70	19	379																		
8	風利用関係	1	0	3	9	2	15	4	3	29	57	3	96	0	0	2	6	0	8	46	53	49	96	6	250	1	3	2	4	1	11	0	0	0	2	0	2	52	59	85	174	12	382																		
9	障害福祉・ 社会資源 （社会福祉・ ボランティア 等）	0	4	3	6	0	13	0	0	2	6	5	13	16	7	1	8	0	32	39	76	49	63	0	227	10	25	16	15	7	73	13	33	16	9	1	72	78	145	87	107	13	430																		
10	ボランティア	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5	0	0	0	1	0	1	2	0	2	1	1	6	0	0	1	0	1	2	0	0	0	0	1	1	2	0	3	7	3	15																		
11	就労	0	0	1	0	0	1	0	0	4	7	2	13	6	1	0	1	0	8	16	3	0	5	1	25	7	9	1	13	0	30	7	1	0	0	0	8	36	14	6	26	3	85																		
12	心理的不安	1	0	2	3	0	6	4	0	6	5	2	17	0	0	0	0	0	0	134	62	144	35	5	380	3	6	8	2	2	21	2	0	0	0	0	2	144	68	160	45	9	426																		
13	状態確認	0	11	13	47	1	72	6	1	2	11	1	21	1	1	3	1	0	6	113	94	80	92	9	388	265	175	184	156	38	818	6	24	5	4	6	45	391	306	287	311	55	1350																		
14	その他	2	1	7	2	0	12	18	2	9	12	0	41	20	7	7	9	0	43	238	45	97	92	17	489	24	16	7	21	5	73	7	6	5	9	2	29	309	77	132	145	24	687																		
	計	6	24	40	110	7	187	77	11	106	199	38	431	125	103	121	144	13	506	1231	697	903	777	99	3707	464	362	338	331	91	1586	85	136	58	73	31	383	1988	1333	1566	1634	279	6800																		
比率		3%	13%	21%	59%	4%	18%	3%	25%	46%	9%	25%	20%	24%	28%	3%	33%	19%	24%	21%	3%	29%	23%	21%	21%	6%	22%	36%	15%	19%	8%	29%	20%	23%	24%	4%																									
前年度		22	13	53	88	23	199	173	24	48	108	52	405	90	102	145	110	23	470	964	779	1099	685	145	3672	513	386	415	289	100	1703	昨年度は計上していない										1762	1304	1760	1280	343	6449														
R6年度上半		2	12	18	56	4	92	45	2	20	60	8	135	53	45	59	72	9	238	488	328	400	306	26	1548	231	191	173	165	41	801	36	73	28	36	12	185	855	651	698	695	100	2999																		

《相談支援活動のまとめ》

①相談支援内容について

・R6年度より集計に調整（CCの調整や事業所、受診の調整など）の項目を入れている。相談件数の合計としては昨年度と大きく変わりはないが、調整の項目の集計分が増えている形となっている。

・R6年度の相談の実人数は274人であった。R5年度より28名減少している。実人数274人の内、担当を付けて個別支援をしているのは272人であった。担当をつけて継続的な支援をしている方がほとんどで、担当を付けない単発的な相談は、ほぼなかったと言える。計画相談はその内の195人である。サービスを使わなくなったりすることで、計画相談は終了しても、転居などを除き、一般相談として継続することが多い。また再びサービス利用に至ること、計画相談を再開することがある。

・各市より新規依頼の相談を定期的にいただくが、各相談員の新規を受ける余裕がなく、空きが出るまで待ついただくことや、お断りすることも多くなってきている。その背景としては各相談員が難しいケースを多数抱えており、例えば既存のサービスに繋がらずに相談員が受診同行したり、頻回の訪問で地域生活を維持している方もおられる。利用者一人当たりにかかる相談員の支援量が多くなってきていると考えられる。

・新規相談を受けることのできない状況を解消するために、年度を通して相談員の増員のための求人活動をしておりましたが、ほとんど応募のない状況でした。引き続き増員のための求人活動をしてまいります。

②家族への相談対応（件数と主な内容）

草津市	栗東市	守山市	野洲市	圏域外	計
75	46	75	96	0	292

・制度手続き
・本人との関わり方
・緊急対応

・本人抜きで相談がしたい。
・相談トプノルへの対応
・家族自身のストレス傾聴

・最近の様子はどうか(遠方、別居家族)

③個別支援会議参加状況

草津市	栗東市	守山市	野洲市	圏域外	計
76	57	73	70	14	290

④相談支援対象者について

相談者実人数（担当ではない単発的な相談を含む）

草津市	栗東市	守山市	野洲市	圏域外	計
64	50	68	67	25	274

個別支援実施者（担当を付けて支援している方）

草津市	栗東市	守山市	野洲市	圏域外	計
71	49	70	65	17	272

(※各相談員の担当ケース数 田中：66 黒木：28 高橋：96 北村：53 橋：29 藤：40)

計画相談対象者(R7/3末現在)

草津市	栗東市	守山市	野洲市	圏域外	計
48	40	51	48	8	195

R6年の新規ケースは10名（再開含む）。終了は5人。

2) 地域活動支援センター機能強化事業

①サロン活動

- ・開 所 日・・・月～金(平日)と第2・4土曜日 ※開所予定の土曜日が祝日の場合は開所。
- ・開所時間・・・月火木金：a m10：00～p m6：00 水土：a m10：00～p m5：00
- ・居住地に関わらず、精神科に通院されている方に利用いただいている。
- ・水曜日は、女性だけが利用できる「レディースデー」。
- ・飲食や費用のかかるイベント参加時のみ、その都度実費を徴収している。
- ・サロン開催状況(日数)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
23	23	14	24	20	21	24	22	22	21	20	22

※6/18～26 コロナ閉所

1日平均 9.73名利用

R5 年度平均 9.86 名

- ・利用者延べ人数

	草津市	栗東市	守山市	野洲市	圏域外	合計
利用者数	187	74	643	1127	461	2492

- ・利用者実人数

	草津市	栗東市	守山市	野洲市	圏域外	合計
利用者数	15	10	30	47	36	138

- ・時間やプログラム参加の枠組みの緩さ、利用手続きの簡易さを強みにしている。
- ・サロンの利用者数は昨年より減少している。利用者延べ人数 101 名減少、実人数は 3 名減少。毎日来られていた方が別の活動先ができ、来られなくなったことが伺える。

□プログラム

相談員が各プログラムを企画し、サロン専従スタッフとともに運営に当たっている。

プログラム名	開催頻度	開催回数	参加者数
パソコン教室	月3回金曜日、月1回水曜	42	60
卓球	月曜日不定期	14	23
しゃべりバ	月1回 月曜日	10	58
茶話会	月1回 月曜日	10	35
レディースランチ	月1回 水曜日	11	49
ペン習字教室	月1回 水曜日	10	17
アロマセラピー	月2回 水曜日	14	23
ウォーキング	月1回 木曜日	1	5
餅つき	年1回 12月	1	12
忘年会	年1回 12月	1	10
新年会	年1回 1月	1	8
外出(花見、紅葉狩り、初詣等)	不定期	4	15
レザークラフト教室	不定期	1	3

・パソコン教室

サロン設置のパソコン3台とテキスト(エクセル・ワードの基礎から中級)を使用し、スタッフが講師となって開催。関心の高い方は多くサロン利用のきっかけにもなりやすい。

・卓球

初心者の方や女性等、誰でも参加しやすいプログラムで、毎回トーナメントで対戦し盛り上がっている。

・レディースランチ

季節に合わせたご飯づくりを企画し、レディースデイに開催。毎回多数の参加者があり、スペース的に参加者数を限定する回もある。

・しゃべりバ

テーマ(『風でやってみたいプログラムは?』『防災について』など)に沿ってのフリートークをしたり、イベント「風フェス」に向けてのミーティングの場となっている。

・外出プログラム(ウォーキング・花見・紅葉狩り・初詣・つくし狩り)

ウォーキングは「軽い運動をしたいが一人では…」「大人数も苦手…」と言う方へ向けて毎月開催。外出プログラムを企画すると参加希望者が多く、個々では余暇の外出機会がなかなか持てていない事がうかがえる。

・茶話会

気軽に話せる集まりとして月1回開催。コーヒーor紅茶を飲みながら、利用者同士の交流を深める機会ともなっている。最近では利用者とそのご家族が挽きたてのコーヒーを入れてくださる。

・ペン習字教室

ペン習字のお手本を見ながら、個人のペースに合わせてゆったりと開催。

□ピアプログラム

・アロマセラピー：資格取得者が予約制で希望者に施術。

・レザークラフト教室：レザークラフト講師が不定期で開催。1～2時間ほどで完成できる小物を作っている。

様々な特技を持つサロン利用者に、その特技を生かせる場・披露出来る場としてサロンを活用してもらっている。みなさん「同じしんどさを持つ方の癒しや楽しみになれば」との思いで取り組んでくださり、自信や充実感に繋がると感想が聞かれる。



レディースランチ



餅つき



卓球



茶話会



アロマセラピー

□就労体験

なかよし交流館の清掃作業を周行会で受託しており、風からも利用者数名と継続的に参加。就労や作業所につなげる就労訓練の機会を提供している。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
延べ参加者数	11	5	9	9	10	9	7	12	10	7	7	12
回数	6	6	5	6	7	6	5	7	6	5	5	6

延べ参加者数：108 名

② 医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整

・圏域、各市自立支援協議会へ運営委員として参画

草津市	自立支援協議会、運営会議、相談支援部会
栗東市	自立支援協議会、運営会議、発達支援部会、相談支援部会、就労部会
守山市	自立支援協議会、運営会議、発達支援部会、相談支援部会
野洲市	自立支援協議会、運営会議、就労部会、相談支援部会、 移動支援事業意見交換会、住まいの場の検討会、やす福プロジェクト
圏域	湖南地域障害児（者）自立支援協議会「4市自立支援協議会連携会議」、作業部会 就労選択支援事業に向けた検討会

・4市それぞれで2か月または3か月ごとにケース連絡会を開催し、定期的な情報共有をもって早期対応に努めている。

・個別支援においては、ケース会議などを活用しながら、地域の関係機関との連携を重ね、精神障害者の地域支援ネットワークがより機能的なものとなるよう働きかけた。

③ 地域啓発・広報

□広報誌「風+(プラス)」の発行

利用者から寄せられたコラム・詩、サロンの普段の様子や活動状況、サロンの月予定などを掲載し月1回発行。圏域内外の各機関・施設・病院などへ発送し、窓口での紹介や掲示をお願いしている。

□サロン月予定表の送付

登録者に対し、上記の「風+(プラス)」のサロン月予定だけを葉書に印刷して発送している。自宅への郵送を希望されない方もおられるため、登録時に確認している。

□ホームページ

法人ホームページ内において、風のサービス内容やサロン月予定を掲載。

□「風フェス」 9月21日（土）11：00～14：00開催

利用者の中から実行委員を募り、ピアスタッフとしてイベントの運営に関わってもらった。当日は模擬店、地域の作業所からの出店、ステージ企画、作品展など、多くのプログラムで賑わった。参加人数は121名（スタッフ含む）となり、地域交流の場となった。

※県事業「精神障害者ピアサポート事業」を活用。



令和6年度活動報告

湖南地域働き・暮らし応援センター「りらく」
(障害者就業・生活支援センター)

1. 当センターの令和6年度年間活動実績

●登録者状況:登録者 1,658 名(うち令和 5 年度登録 65 名)

	身体障害		知的障害		精神障害	その他の障害				合計
		(うち重度)		(うち重度)		発達障害	難病	高次脳機能障害	その他	
在職中	71	40	394	7	262	47	18	1	27	774
求職中	83	46	290	8	451	56	21	2	32	880
その他	1	1	0	0	1	2	2	0	0	4
合 計	155	87	684	15	714	105	41	3	59	1,658

●支援対象者に対する相談・支援件数

	身体障害	知的障害	精神障害	その他				合計
				発達障害	難病	高次脳機能障害	その他	
来所	20	504	515	49	16	0	33	1,088
オンライン・電話・電子メール等	206	1,799	1,373	112	59	1	52	3,490
職場訪問(定着支援、職場実習支援を含む)	60	733	344	20	13	0	7	1,157
家庭・利用施設への訪問	2	8	3	0	0	0	0	13
その他※	43	600	293	29	6	0	23	965
合 計	331	3,644	2,528	210	94	1	115	6,713

●事業主に対する相談・支援件数

	身体障害	知的障害	精神障害	その他				合計
				発達障害	難病	高次脳機能障害	その他	
雇入れに関する相談・支援	12	328	283	52	5	0	47	675
障害者の職場適応・職場定着に関する相談・支援	93	1,289	472	32	17	0	15	1,886
雇用する障害者の生活面に関する相談・支援	1	10	5	0	0	0	0	16
障害者の雇用支援制度に関する相談・支援	0	0	1	0	0	0	0	1
その他※	1	14	8	1	0	0	1	24
合 計	107	1,641	769	85	22	0	63	2,602

働き・暮らし応援センターりらく(就業・生活支援センター)

●一般事業所への就職件数

	身体障害		知的障害		精神障害	その他の障害					合計
		(うち重度)		(うち重度)			発達障害	難病	高次脳機能障害	その他	
一般 (30h-)	2	2	35	1	22	2	0	0	0	2	61
短時間① (20-30h)	1	1	5	0	13	0	0	0	0	0	19
短時間② (-20h)	1	0	3	1	4	1	0	0	0	1	9
合 計	4	3	43	2	39	3	0	0	0	3	89

●職場実習のあっせん状況

	身体障害	知的障害	精神障害	その他の障害					合計
				発達障害	難病	高次脳機能障害	その他		
職場実習（制度利用なし）	0	7	9	0	0	0	0	0	16
障害者委託訓練	0	0	1	0	0	0	0	0	1
トライワーク	0	17	15	0	0	0	0	0	32
合計	0	24	25	0	0	0	0	0	49

2. まとめ

(1) 個別支援において

【登録者の現状と多様化する支援ニーズ】

新規登録者数は65名。新規相談者の中には、生活面や経済面に課題を抱えている方や、病状が不安定な方も多く、すぐに就労支援を開始できないケースが多く、行政や相談支援事業所、就労系サービス事業所など、必要な関係機関へ支援依頼することが多かった。相談においては、高額商品の契約取り消し、子どもや高齢の親など当事者の家族に関する相談、医療機関への受診同行、住まい探し等、生活面・健康面に関する相談が多く寄せられた。対象者が抱える生活課題は、以前にも増して複雑化・多様化しており、対応する職員の知識や支援スキルの向上、連携する機関とのネットワークの強化が求められていると感じる。

(2) 企業支援において

【雇用相談件数の増加と事業主支援における課題】

令和6年4月より障害者雇用率が2.5%に引き上げられたことを受け、企業からの雇用相談が相次いだ。求人の内容も多様化しており、自動車整備、調理補助、タクシードライバーなど、専門資格や実務経験を要する職種が増加している。障害者の職業選択の幅が広がりつつ

働き・暮らし応援センターのらく（就業・生活支援センター）

ある点は、前向きな変化であると捉えている。一方で、ハローワークによる特別指導の回避や形式的な雇用率の達成を目的とし、作業内容や雇用管理体制の整備が不十分なまま、障害者を多数採用する企業も散見された。事業主に対する丁寧な情報提供や、雇用継続を支援するための助言が一層求められている。

(3) 地域支援について

【就労系サービス事業所に対する巡回相談の取り組みについて】

令和 5 年度より実施している就労系サービス事業所への巡回相談は、11 事業所 29 件に実施。主に、ケースの支援状況の確認、就労支援に関する助言の提供、職場体験実習先に関する情報提供等を行った。また就労定着支援事業所については巡回相談を通じて利用者の支援状況を定期的に確認し、課題への具体的な対応策の提案を行うとともに、対象者の支援を「企業側へ引き継ぐ」形とするよう、関係機関へ継続的に働きかけを行った。

【就労選択支援事業開始に向けた取り組みについて】

令和 7 年度より開始予定の「就労選択支援事業」に向け、湖南圏域障害児（者）自立支援協議会において「就労支援宅支援事業に向けた検討会」が立ち上げ、体的な体制整備や対応策等の検証・協議等を進めているところである。また全県を対象とした周知活動として「就労選択支援事業出前トーク」を実施した。最終的期には県外含め、計 34 か所で説明や意見交換を行った。今年度も引き続き、就労支援事業所として各機関と連携しながら、圏域におけるより良い就労選択支援事業のあり方や仕組みづくりに取り組んでいきたい。

湖南地域の
就労系サービス事業所の皆さまへ

相談
無料

就労支援で お困りのことはありませんか？

就職をサポートするた
めにどんな準備が必要？

求人はどう探せばいいの？

就職活動はどんな流れ
で進めたらいいの？

利用者さんが一般企業で働
きたいと言っているんだけど...
何から始めたらいいの？

利用者さんのことについて
会社にはどこまで配慮を求め
ていいの？

りらくの職員が訪問して
就労支援や定着支援をサポートします!!

相談の流れ



① 電話・メールで
お問合せ



② 打ち合わせ



③ 定期的な訪問等
によるサポート

【問い合わせ先】

湖南地域働き・暮らし応援センター ‘りらく’
(障害者就業・生活支援センター)

住所：草津市大路2丁目11-15

電話：077-567-1120

メール：riraku@asucomit.or.jp



お気軽にご相談ください

湖南地域障害児（者）自立支援協議会

就労選択支援事業に向けた検討会 進捗報告



就労選択支援事業に向けた検討会って？

検討会

令和6年7月からスタート

令和7年10月より新たに始まる新サービス『就労選択支援事業』。国の示す事業の方向性を関係機関において共有し、湖南福祉圏域のこれまでの経過・実態を踏まえながら、今後どういったことに取り組む必要があるかを検討、新サービス開始に向けて体制整備を図っていく場

<構成機関>

4市障害福祉課(草津市・守山市・栗東市・野洲市)・4市基幹相談支援センター・4市委託相談支援事業所・特別支援学校・ハローワーク・就労移行支援事業所(現行の就労アセスメント実施事業所)・南部健康福祉事務所・湖南地域障害者就業・生活支援センター(働き暮らし応援センター)
オブザーバー: 滋賀県障害福祉課
滋賀県障害者自立支援協議会事務局



「検討会の進め方」



第1回目 R6/7/18

↓ 新制度の概要共有・今後の検討会について

第2回目 R6/9/18

↓ 学生就労アセスメント振り返り

第3回目 R6/11/7

↓ 成人就労アセスメント振り返り

第4回目 R7/1/29

↓ 今後の進め方について(WG発足)

第5回目 R7/4/23

↓ 制度情報共有・WG進捗共有

第6回目 R7/7/15

ワーキンググループ

令和7年1月からスタート

湖南福祉圏域において統一したサービスの提供を目指し2つのワーキンググループを発足、各グループごとにサービスのあり方について具体的な検討を図っていく

ワーキンググループ①

アセスメント手法構築

メンバー 就労アセス実施事業所(7事業所)、特別支援学校、働き暮らし応援センター

検討内容

①情報提供ツールの作成②共通アセスメントキットの作成③共通アセスメントシートの作成④アセスメント手法(4体系の構築)

(開催状況)

第1回目(R7/1/16)

第2回目(R7/2/19)

第3回目(R7/3/27)

第4回目(R7/4/25)

第5回目(R7/5/21)

第6回目(R7/6/20)

ワーキンググループ②

プロセス構築

メンバー 4市行政、4市基幹・委託相談、特別支援学校、働き暮らし応援センター

検討内容

①就労選択の在り方②プロセスの統一化③対象者の統一化④セルフプランへの対応⑤制度周知について⑥事業指定評価についてなど

(開催状況)

第1回目(R7/1/21)

第2回目(R7/3/4)

第3回目(R7/3/26)

第4回目(R7/4/30)

第5回目(R7/5/28)

第6回目(R7/6/23)

湖南地域障害児(者)自立支援協議会 プロジェクト 『第5回 就労選択支援事業に向けた検討会』報告書

日時:2025年4月23日 午後1時30分~3時

場所:南部健康福祉事務所3階大会議室

1. 参加者

26名(構成機関:20/24機関)

2. 2つのWG(ワーキンググループ)の開催状況の共有

ワーキンググループ① アセスメント手法を検討するチーム

【このワーキングでの検討事項】

- ①情報提供ツールの作成
- ②共通アセスメントキットの作成
- ③共通アセスメントシートの作成
- ④基本サービス提供パターンの体系化(4体系)

【メンバー】

就労アセスメント実施機関、草津養護学校、働き・暮らし応援センターりらく

【開催状況】

4/23時点までに3回開催(1回/1monthペース)
◎6月を目途に統一した内容を取りまとめる

ワーキンググループ② 就労選択のプロセスを構築するチーム

【このワーキングでの検討事項】

- ①就労選択支援事業の目的の共有
- ②サービスのプロセス整理
- ③対象者の範囲
- ④利用者へのサービス説明について
- ⑤セルフプランへの対応
- ⑥サービスの周知について
- ⑦事業指定における地域協議会等による評価について

【メンバー】

4市行政、基幹・委託相談事業所、野洲養護学校、働き・暮らし応援センターりらく

【開催状況】

4/23までに3回開催(1回/1monthペース)
◎6月頃を目途に一定の形を整理する

3. ダイトロン福祉財団 障害者福祉助成金申請について(報告)

就労選択支援事業に向けた取り組みに活用することを目的として、公益財団法人ダイトロン福祉財団助成金事業の申請を行った。助成が受けられた場合は、アセスメントツール(作業アイテム)の作成、新サービスのマニュアル作成、情報提供冊子の作成、就労選択支援事業に関する検討会の協力費(謝金)等に活用する予定。

4. 事業指定における地域協議会による評価について

3月末に発出された就労選択支援に係る通知において、「指定権者が必要と認める場合には、就労選択支援を行おうとする者は、地域の協議会等で評価を受け、うえで事業申請を行うこと」と示された。滋賀県においても、就労選択支援の事業申請者に対し、各圏域の評価を受け、その結果の提出を求める方向で検討が進められているとのこと。

湖南圏域における評価のあり方については、ワーキンググループ②にて具体的に検討していくことを共有。

5. 今後の検討会のスケジュールについて

4~6月にかけて2つのワーキングで具体的検討を行い、7月に第6回目となる検討会で方向性を整えていく。その後、事業が開始される10月に向けて必要に応じて検討会を開催していくこととする。

6. 次回会議開催について

次回開催日:7月15日(火)13時30分~15時30分

場所:南部健康福祉事務所3階大会議室

開催内容:ワーキンググループの情報共有、各検討事項の確認

令和7年度 草津市障害福祉の主な取り組みについて**1. 人材育成研修受講支援補助金（予算概要5・援護施設費）**

生活介護事業所での強度行動障害者への対応力の向上及び新規の受け入れ確保のため、強度行動障害者養成研修の受講しやすい環境を整備します。

なお、昨年度まで研修終了後30日以内の交付申請期間でありましたが、研修受講の終了を証する書類の発行に時間を要することから、今年度より、申請いただきやすくなるように、当該書類が発行された後、申請いただくように制度改正しております。

対 象：強度行動障害支援者に関する研修を受講する者の属する法人等
補助額：12,000円/人日。

2. 基幹相談支援センター事業（予算概要7）

相談支援体制の更なる充実・強化を図るために、様々な取り組みを行います。

3. 孤立化防止対策事業（予算概要16）

障害者とその家族が地域で孤立することなく生活を送っていただくために、孤立を防止する活動として、訪問活動およびサロン活動を主軸に置きながら、地域で障害や障害者についての理解を促進できるように引き続き事業を継続していきます。

4. 地域生活支援拠点等整備事業

湖南圏域での地域生活支援拠点等事業について、引き続き、関係機関と調整しながら、実施検討を図ってまいります。

5. 渋川福祉センター空調設備改修工事（予算概要10）

令和7年5月11日から令和7年6月30日までの期間、草津市立障害者福祉センターのデイサービス棟の空調設備の改修を実施します。

また、令和8年度には相談棟の空調設備を改修する予定です。

草津市障害福祉予算概要等について

令和7年度 草津市障害福祉課 当初予算一覧表

(単位:千円)

NO	事業名	当初予算額 (千円)		差額	増加率 (%)	事業内容 (令和7年度)
		令和7年度	令和6年度			
1	補装具給付費	42,538	40,067	2,471	6.17	補装具の購入、修理、貸与
2	訪問系介護給付費	769,932	675,019	94,913	14.06	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、サービス等利用計画、同行援護 など
3	短期入所費	59,558	54,674	4,884	8.93	短期入所利用支援
4	共同生活援助費	391,117	393,879	△ 2,762	△ 0.70	グループホーム利用支援、グループホーム家賃補助 など
5	援護施設費	2,086,635	1,883,813	202,822	10.77	生活介護、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、 人材育成研修受講支援補助金 など
6	自立支援医療費	183,057	144,170	38,887	26.97	更生医療費、育成医療費、療養介護医療費
7	相談支援費	71,847	72,632	△ 785	△ 1.08	基幹相談支援センター事業 、成年後見利用促進支援、 虐待防止対策支援事業 、指定特定相談支援等体制強化費補助金 など
8	コミュニケーション支援費	12,238	11,997	241	2.01	手話通訳・要約筆記者派遣事業、手話奉仕員養成講座 など
9	日常生活用具給付費	35,414	34,166	1,248	3.65	日常生活用具の購入、修理、貸与
10	地域活動支援センター費	150,264	94,040	56,224	59.79	障害者福祉センター管理運営費、湖南地域地域活動支援センター費
11	地域生活支援費	180,516	169,537	10,979	6.48	訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、移動支援費 など
12	在宅福祉サービス事業費	91,145	72,789	18,356	25.22	特別障害者手当等給付費、紙おむつ助成費 など
13	社会参加促進事業費	20,461	19,130	1,331	6.96	自動車燃料・福祉タクシー運賃助成事業、自動車改造支援費、点字新聞購読費助成費 など
14	地域サポート促進事業費	18,658	40,912	△ 22,254	△ 54.39	施設整備費補助金、各種団体活動費補助金、障害者相談員活動事業 など
15	在宅重度障害者支援事業費	16,674	16,549	125	0.76	在宅重度障害者住宅改造費補助金、重症心身障害者通所施設運営補助金(たいう・かなえ)、医療的ケア児保護者支援事業 など
16	障害者福祉推進事業費	37,083	36,335	748	2.06	障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画推進事業 、災害時要援護者登録事業、 孤立化防止対策事業 など
17	高額障害福祉サービス等給付費	1,620	1,566	54	3.45	高額障害福祉サービス等給付事業、介護保険サービス移行者給付事業
合計		4,168,757	3,761,275	407,482	10.83	

令和6年度 草津市自立支援協議会の取組(実績)

1 全体会議開催

開催回	開催日	構成機関数	出席機関数	出席者数	議題
93回	5/21	149	75	100人	1. 自立支援協議会の設置要綱、設置要領、機能、構成図、構成機関 2. 令和5年度の活動の報告と令和6年度の事業方針及び内容 草津市障害児(者)自立支援協議会、基幹相談支援センター事業 虐待防止事業、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、 孤立化防止対策事業、障害児者相談支援事業(一般相談) 相談支援部会、子ども支援部会、相談支援体制検討プロジェクト、 課題別懇談会 その他(施設連絡協議会) 3. その他相談支援事業等 草津市発達支援センター、働き・暮らし応援センターらしく 4. その他 ・事業所・活動報告(パンフレット・チラシ配布に替えた) ・湖南圏域障害児(者)自立支援協議会報告 5. 活動報告 「ピカッと草津」 ～在宅生活を進める地域づくり 誰もが住みやすい街づくりの推進～ 草津市社会福祉協議会の取り組み報告

2 定例会議開催

開催回	開催日	構成機関数	出席機関数	出席者数	議題
94回	7/22	149	57	67人	1. 活動報告 草津市障害児(者)自立支援協議会全体会(5/21)報告 各部会の報告(4～6月分) 2. 湖南圏域の自立支援協議会の報告 進路部会 湖南地域行動障害支援ネット 重症心身障害児(者)・医療的ケア児等支援推進チーム 就労選択支援プロジェクト 3. トピックス テーマ『能登支援に係る活動報告と 障害児(者)支援の災害時における課題を考える』 報告者 草津市総合政策部 危機管理課 橋本 啓嗣氏 草津市基幹相談支援センター 中村 宗寛氏 ほっとココ 相談支援専門員 大井 美夏子氏 ＊質問・意見交換 4. 新規事業所紹介・構成団体や機関の活動予定
95回	9/19	149	58	71人	1. 活動報告 草津市障害児(者)自立支援協議会全体会(7/22)報告 各部会の報告(7～8月分) 2. 湖南圏域の自立支援協議会の報告 湖南地域行動障害支援ネット 重症心身障害児(者)・医療的ケア児等支援推進チーム 地域生活支援拠点整備事業 就労選択支援プロジェクト 『就労選択支援事業について』報告者 あすこみっと 統括センター長 河尻 朋和氏 3. トピックス テーマ「こども(障害児)の支援について」 『早期からの支援を活かす連携の重要性』 報告者① 草津市子ども未来部発達支援センター掛田みちる氏 「教育・福祉をつなぐ」 ～発達支援センターにおける連携の実際～ 報告者② 相談支援事業所 おひさまはうす 中村順子氏 「障害児相談支援の役割」 報告者③ 草津市子ども未来部発達支援センター 倉田朋良氏 ⇒ 掛田みちる氏が代理で報告 ＊質問・意見交換

96回	11/14	150	57	69人	1.活動報告 草津市障害児(者)自立支援協議会定例会(9/19)報告 各部会の報告(9~10月分) 2. 湖南圏域の自立支援協議会の報告 湖南地域行動障害支援ネット 重症心身障害児(者)・医療的ケア児等支援推進チーム 地域生活支援拠点整備事業 就労選択支援プロジェクト 施設整備検討チーム 滋賀県立リハビリテーションセンターの地域支援事業紹介と広報 3.トピックス テーマ「精神障害者のリカバリーを支援する」 報告者① 地域生活支援センター 風 高橋朋之氏 「風の活動について」 報告者② 草津市立障害者福祉センター 小枝氏、大道氏 「活動紹介」
98回	3/21	150		人	1.活動報告 草津市障害児(者)自立支援協議会定例会(11/14)報告 草津市障害児(者)自立支援協議会研修会(1/24)報告 各部会の報告(11~2月分) 課題別懇談会報告 協議会からの提言および要望の報告 2. 湖南圏域の自立支援協議会の報告 進路部会 湖南地域行動障害支援ネット 重症心身障害児(者)・医療的ケア児等支援推進チーム 就労選択支援プロジェクト 3. R7年度に向けた動き 湖南圏域の地域生活支援拠点等整備事業について 障害者差別解消法の改正と地域協議会について

3 研修会開催

開催回	開催日		参加者		議題
97回	1/24	150	57	75人	研修会 第1部 テーマ『障害のある人への合理的配慮ってどんなこと?』 講師 滋賀県健康医療福祉部障害福祉課 瀬戸野 喜雄様 第2部 テーマ『障害者の困りごとを体験してみる』 草津市出前講座「合理的配慮の提供について」 知的・発達障がい疑似体験啓発キャラバン隊 びわこ☆めだか隊 第3部 グループ討議

3 協議会の構成機関に対して案内をした研修会開催

開催回	開催日	参加者	議題
	令和6年 9月11日	110 人	虐待防止研修 障害者の人権擁護的視点からの提案 『意思決定支援から虐待防止への行動』 【講師】 特定非営利活動法人成年後見センターもだま 所長 竹村直人氏
	令和6年 10月8日	21 人	相談支援員スキルアップ研修 第1回 「思いやニーズにたどり着くための面接技術」 【講師】 甲賀市・湖南市基幹相談支援センター 菅沼 敏之氏
	令和6年 11月21日	24 人	相談支援員スキルアップ研修 第2回 「基礎方学ぶファシリテーション」 【講師】 甲賀市・湖南市基幹相談支援センター 菅沼 敏之氏

4 部会・検討会議・学習会等開催

名称		開催日	参加者	議題
○相談支援部会		令和6年 4月17日	15人	・新規開業事業所紹介等 ・参加事業所の現状報告 ・部会長交代（新・旧部会長挨拶） ・相談支援部会の進め方の検討 ・個別事例からの地域課題の共有 ・情報共有
		6月19日	26人	・情報共有 各事業所の近況報告 障害福祉課からの報告 発達支援センターからの説明 基幹相談支援センターからの報告（巡回訪問） ・事例検討会 ほっとココ 相談員H氏の事例 *事例を用いた効果的なサービス利用計画書 及びモニタリング表運用の検討会
		8月28日	17人	・各事業所の報告と情報共有等 ・市内相談支援事業所の相談員の連携強化・人材育成について ・地域課題からの地域づくりに向けた取り組み検討 ・事例検討会 相談支援事業所 大地の相談員S氏の事例 *事例を用いた効果的なサービス利用計画書 及びモニタリング表運用の検討会
		10月23日	21人	・各事業所近況報告 ・障害福祉課からの報告 ・基幹相談支援センターからの報告 ・事例検討会 相談支援事業所はたらこっと 相談員I氏の事例 *事例を用いた効果的なサービス利用計画書 及びモニタリング表運用の検討会
		12月20日	17人	・各事業所近況報告 ・障害福祉課からの報告 ・基幹相談支援センターからの報告 ・事例検討会 相談支援事業所ビバーク 相談員F氏の事例 *事例を用いた効果的なサービス利用計画書 及びモニタリング表運用の検討会
		令和7年 2月12日	17人	・各事業所近況報告 ・障害福祉課からの報告 ・基幹相談支援センターからの報告 ・事例検討会 相談支援事業所おひさまはうす 相談員N氏の事例 *事例を用いた効果的なサービス利用計画書 及びモニタリング表運用の検討会

名称		開催日	参加者	議題
子ども支援部会		令和7年 2月4日	10人	障害児支援の関係会議 各小部会の報告、課題の共有、協議 (1) 医療的ケア児等支援推進協議会 (2) 児童発達支援・放課後等デイサービス連絡会 (3) 障害児相談支援事業所連絡会
(1)	*医療的ケア児等 支援推進協議会	令和6年 12月13日 令和7年 3月26日	17人 15人	医療的ケア児等コーディネーターの令和5年度の活動報告 医療的ケア児等とその家族に対する支援ガイドブック（案）周知
	*医療的ケア児の 実務者会議	令和7年 2月10日	9人	Iさんの事例に関わり、福祉用具や障害福祉サービスの申請について、また兄弟児のサポートについて協議を行った

(2)	*草津市放課後等 デイスサービス連絡会 (情報交換交流会)	令和6年 4月26日・6月5日・ 9月18日・11月12日		・令和6年度報酬改定の対応、新規相談支援事業所の紹介等 ・放課後等デイスサービス事業所説明会の打合せ
	*草津市放課後等デ イスサービス事業所 (研修会)	第1回 令和6年 6月27日	12事業 所 20人	3つのテーマに応じてグループワークで研修 ①日々の過ごし方の工夫 おやつ、送迎、宿題など、日々の取り組みについて意見交換 ②強度行動障害児支援加算の支援計画シートの作成 強度行動障害支援研修の教材や他市のシートを参考に 草津市版について協議 ③利用者支援：発語のない子どもへの対応 基幹相談支援センターに依頼し、ピカジップを用いた事例検討
		第2回 令和6年 9月27日	15事業 所 25人	長期休暇の過ごし方についてグループに分かれて意見交換を行う。
	*デイスサービス連絡会 (事業所説明会)	令和6年 10月3日	60人	市民を対象に制度説明や事業所とサービスの内容について、質疑応答 の機会を設け、サービスに係る情報提供の機会とする。
	*草津市児童発達支援 事業所連絡会	令和6年7月 18日他 複 数回開催	18人	・事業所見学(発達支援センター湖の子園)の施設や療育の様子を見学 湖の子園から療育や事業の概要を説明する。 今後の研修会や他事業所見学について協議
(3)	*障害児相談支援 事業所連絡会	令和6年8月 29日	9人	障害児の相談支援での課題の共有、改善に向けた意見の交換、要望等 ・相談支援の現状や課題について協議 ・特別支援コーディネーターの各学校の担当共有の名簿の公開の要望 発達支援センターへの要望 ・ケース支援の体制・SV機能の充実 ・要対協のケースの対応 ・学校との連携 ・事務の簡略化 等
	*障害児相談支援 事業所連絡会	令和6年12 月24日	12人	障害児の相談支援での課題の共有、改善に向けた意見の交換、要望等 ・相談支援の現状や課題について協議 ・相談支援事業所閉所に伴うケースの移行(者の事業所にも移行調整) 発達支援センターへの要望 ・ケース支援の体制 ・要対協のケースの対応 ・学校との連携 ・事務の簡略化 等

懇談会

○障害の課題別懇談会	開催日	概要・
重症心身障害児・者の 入浴実態調査に関する 懇談会	令和6年11月21日	○懇談会の目的 草津市在住の医療的ケア児者を含む重度心身障害児・者が、入浴 の機会が少ない現状がある。また、看護師のサポートを受けての 入浴となり、看護師やヘルパーの調整が必要である。本人や家族 の望む入浴のより良い環境の整備にむけて、アンケートと懇談会 にて広く意見交換を行った。 提言書の提出へ準備中 (参加機関) 障害福祉課、父母の会、草津養護学校、ピアーズ、むれやま荘、 山寺作業所、草津市立障害者福祉センター、デイスサービス、発達 支援センター、ディフェンス、ほっとココ、基幹相談支援セン

強度行動障害児者の支援を検討する懇談会	令和6年12月5日 令和7年1月20日	○1回目（17名参加） 支援事例の実践報告（きらら北山田：生活介護）と意見交換（行動障害のある方への作業所での実践報告） 『構造化によるって過ごしやすい毎日へ』報告者 ○2回目（16名参加） 実践現場の見学と支援者交流会（きらら北山田） 支援者共有のための手順書や本人との共有のための教材などの説明
精神障害者並びに発達障害者の生活の不自由さに関する支援の検討のための懇談会	令和6年10月4日 令和6年12月16日	にも包括に係る取り組み検討 ・草津市（障害福祉課）草津保健所・地域相談支援センター風・草津市基幹相談支援センターにて進め方の協議実施 ・草津市障害福祉課・基幹相談支援センターにて相談支援事業所へのアンケート調査（精神障害者対象）実施にあたり、アンケート内容の検討
グループホーム設置事業者懇談会	令和7年1月23日	草津市内の障害者グループホーム事業所の懇談会（13事業所15人） 各事業所の現状報告と課題の提示、検討協議等
地域生活支援拠点整備事業推進のための懇談会 ⇒ 草津市・守山市・栗東市 野洲市障害福祉課と 湖南圏域3か所の基幹相談支援センターにて協議	令和6年12月24日 令和7年2月5日 令和7年3月27日	地域生活支援拠点等プロジェクト会議について ・登録事業所の開示について ・プロジェクトメンバーの選定 ・プロジェクト会議の開催について 地域生活支援拠点等整備事業ガイドライン（案）について 4市・3基幹で協議継続中 ○3月27日 プロジェクト会議開催

令和6年度報告

◆こども支援部会

部会・PJ名	こども支援部会		報告者	倉田
参加機関	放課後等デイサービス事業所（ゆにこ青地）、児童発達支援事業所（発達支援センター湖の子園）、障害児相談支援事業所（おひさまはうす、Bivouac）、訪問看護ステーション（よつば訪問看護ステーション）、障害福祉課、基幹相談支援センター、発達支援センター			
事務局	発達支援センター、基幹相談支援センター			
活動報告				
R 6 年 度 のねらい	・障害児支援の関係会議（放課後等デイサービス事業所連絡会、児童発達支援事業所連絡会、医療的ケア児等支援推進協議会、障害児相談支援事業所連絡会）の報告、課題の共有や協議			
回数	開催日時	概要		参加数
第1回	令和7年2月4日	◆6年度障害福祉サービス等報酬改定にかかる調査 ・児童の通所や相談支援事業所を対象に調査を実施。 ◆障害児支援の関係会議や障害児支援の現状や課題の共有 ・報酬改定等による制度改正や日頃の通所支援に関わる課題があれば今後も学校等へ周知を行う。 ・強度行動障害の困難ケースについて研修等を実施する。 ・障害児相談支援所が今年度3事業所開所したが2事業所閉所しており、事業継続のための取組を協議する。報酬の対象となりにくい相談支援の評価やモニタリング期間の共通理解、相談支援が児童と者に分かれている課題等を検討。 ・医療的ケア児の早期支援のため、入院中のこどもや保護者とつながる取り組みを子育て相談センターと検討。 ・医療的ケア児の障害児相談支援を担う事業所の確保。 ・不登校の障害のあるこどもの日中の過ごしの方について、日中一時支援の問い合わせもあり検討するが、加算を活用し放課後等デイサービスで受け入れを検討してほしい。 ・放課後等デイサービスの利用者やニーズが多様化し、人手不足や事務作業の増加等で個々に応じた支援も難しい。		10人

◆関係会議

（1）草津市放課後等デイサービス事業所連絡会

【目的・内容】

市内事業所の横のつながりを深め、質の高いサービス提供を進めるため交流会と研修会を実施

【参加機関】市内事業所

○情報交換交流会

日程	内容
第1回（4月26日）	・6年度報酬改定の対応、新規相談支援事業所の紹介等
第2回（6月5日）	・放課後等デイサービス事業所説明会の打ち合わせ
第3回（9月18日）	・学校の下校時間に係る情報提供や意見交換
第4回（11月12日）	・日頃の事業所運営について意見交換
第5回（2月18日）	

○研修検討会議・研修会

日程	内容
第1回（5月19日） 第2回（7月14日） 第3回（12月6日）	・研修会の実施前後に方法や内容について協議 ・今年度の研修会の振り返りと次年度の内容について協議
第1回研修会 6月27日	・3つのテーマに応じてグループワークにより研修を実施 ①日々の過ごし方の工夫：おやつ、送迎、宿題等、日々の取り組みについて ②強度行動障害児の支援計画について ③発語のない子どもへの対応 ピカジップ法を用いた事例検討
第2回研修会 9月27日	・長期休暇（夏休み）の過ごし方についてグループに分かれて意見交換を行った。

○事業所説明会

10月3日 (保護者60名参加)	・市民を対象に制度説明や事業所とサービス内容について質疑応答の機会を設け、サービスにかかる情報提供の機会とした。
---------------------	--

（2）草津市児童発達支援事業所連絡会

【目的・内容】

市内事業所の横のつながりを深め、質の高いサービス提供を進めるため交流会と研修会を実施

【参加機関】市内事業所

日程	内容
第1回（7月8日）	・事業所見学（発達支援センター湖の子園）の実施。湖の子園から療育や事業の概要を説明。今後の研修会や他事業所見学について協議
第2回（12月16日）	・事業所見学（こどもサポート教室「きらり」草津駅前校） 「きらり」から療育や事業の概要を説明
第3回（2月14日）	・研修会「感覚統合の視点に立った子ども理解と支援について」 (びわこ学園医療福祉センター草津 作業療法士 深谷 沙希さん)

（3）草津市医療的ケア児等支援推進協議会

【目的・内容】

医療的ケアの必要な子ども等への支援について、保健、医療、福祉、教育等の関係機関の連携を推進するため開催

【参加機関】

小児保健医療センター、訪問看護ステーション、滋賀県重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センターこあゆ、放課後等デイサービス事業所、基幹相談支援センター、草津養護学校、草津保健所、市関係課（子育て相談センター、幼児課、児童生徒支援課、障害福祉課、発達支援センター）

日程	内容
第1回 (12月13日)	・医療的ケア児等コーディネーターの令和5年度活動報告 ・医療的ケア児等支援ガイドブックの作成について
第2回 (3月26日)	・医療的ケア児等コーディネーターの活動報告と今後の取組 ・医療的ケア児等支援ガイドブックの作成について

(上記の会議の他、関係機関と情報共有や事例検討を行う実務者会議を2月17日に実施)

（4）障害児相談支援事業所連絡会

【目的・内容】

障害児相談支援事業所で相談支援の現状や課題を協議するため開催

【参加機関】

おひさまはうす、レモネード草津、風彩、Bivouac、りんくる、ぽアソ、アザレア、いまここ杏、基幹相談支援センター、発達支援センター

日程	内容
第1回 (8月29日)	・市役所で相談支援を実施している窓口の案内 ・相談支援の現状や課題について協議
第2回 (12月24日)	・児童が対象となる障害者総合支援法、児童福祉法のサービスについて支給決定の基準等を障害福祉課、発達支援センターから説明 ・相談支援の現状や課題について協議

令和7年度予定

◆こども支援部会

協議内容	障害児支援の関係会議（放課後等デイサービス事業所連絡会、児童発達支援事業所連絡会、医療的ケア児等支援推進協議会、障害児相談支援事業所連絡会）の報告、課題の共有、協議
参加機関	放課後等デイサービス事業所、児童発達支援事業所、障害児相談支援事業所、基幹相談支援センター、教育機関、医療機関、障害福祉課、発達支援センター
開催時期	9月、12月

◆関係会議

(1)

会議の名称	放課後等デイサービス事業所連絡会（①情報交換交流会、②研修検討会議）
協議内容	①日ごろの事業所の運営や支援について意見交換、②研修の企画、実施
参加機関	市内放課後等デイサービス事業所
開催時期	①4/21、6/4、9月、11月、2月 ②4/15、6/6（研修会）、6/27、他調整中 放課後等デイサービス事業所説明会 10月

(2)

会議の名称	児童発達支援事業所連絡会
協議内容	日ごろの事業所の運営や支援について意見交換、事業所見学
参加機関	市内児童発達支援事業所
開催時期	調整中

(3)

会議の名称	医療的ケア児の会議（①医療的ケア児等支援推進協議会、②実務者会議）
協議内容	①医療的ケア児等コーディネーターの活動報告等、②テーマを検討中
参加機関	【①協議会】 滋賀県立総合病院、訪問看護ステーション、保健所、草津養護学校、基幹相談支援センター、放課後等デイサービス、びわこ学園、滋賀県障害者自立支援協議会、障害福祉課、発達支援センター等 【②実務者会議】 テーマに応じて機関に依頼
開催時期	①7月、11月、②調整中

(4)

会議の名称	障害児相談支援事業所連絡会
協議内容	障害のあるこどもの相談支援体制の現状や課題について協議
参加機関	障害児相談支援事業所、基幹相談支援センター、発達支援センター
開催時期	5/28、10月

資料 12

精神障害者支援アンケート

回收率

全体

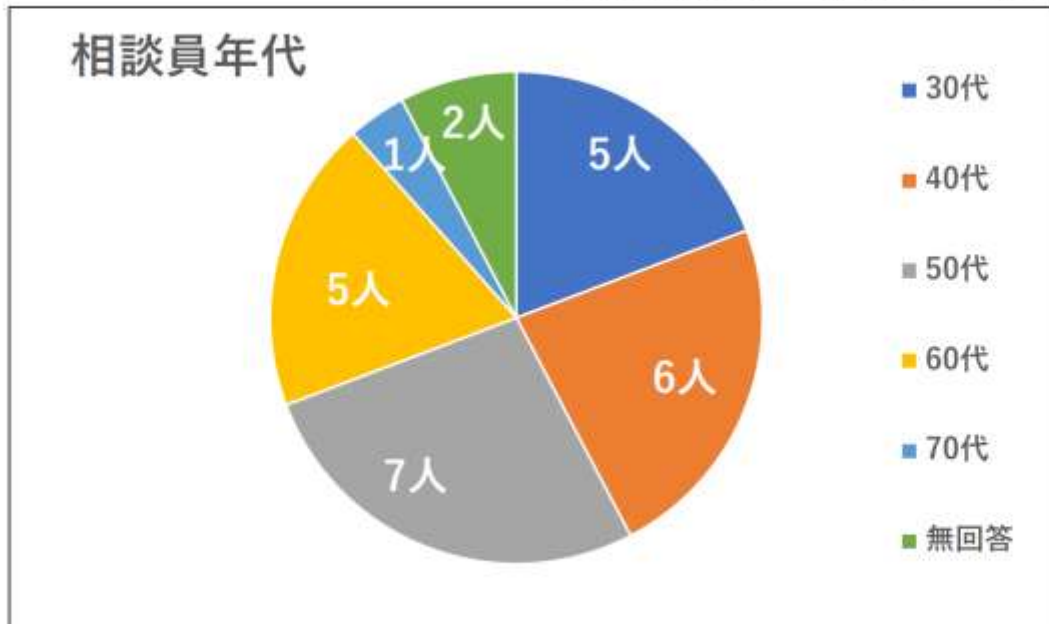
26/40

65%

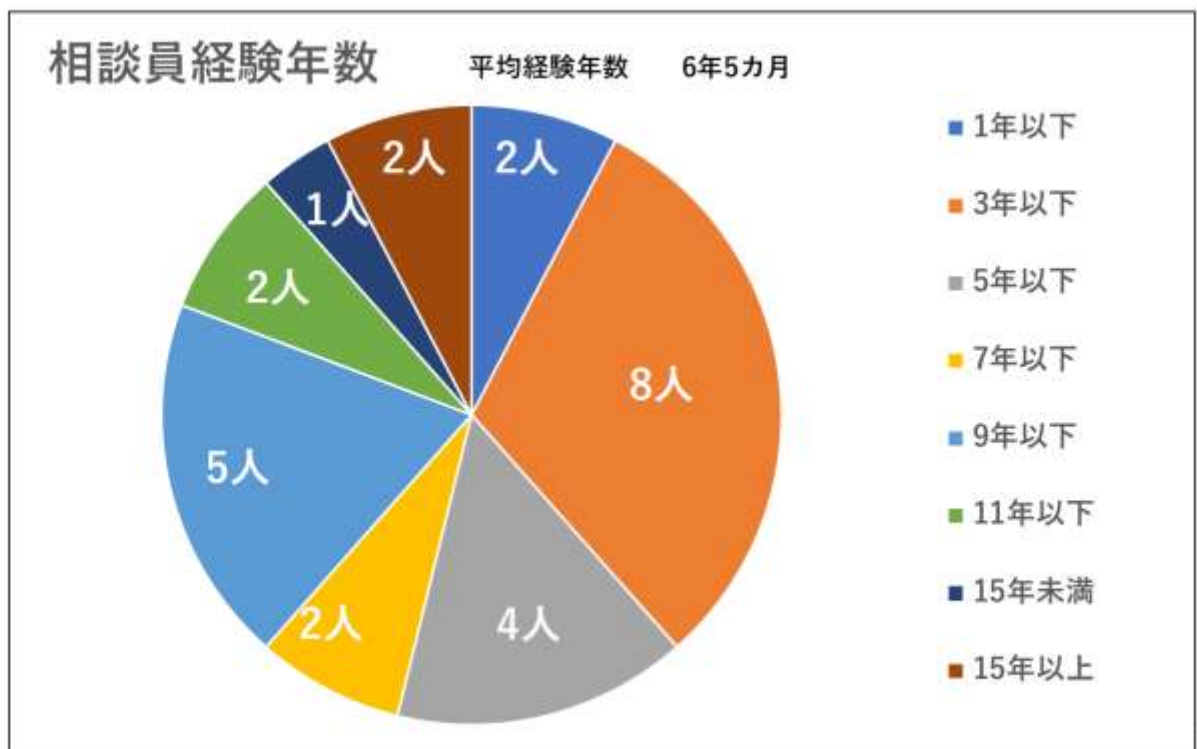
障害者対象

23/29

9.3%



1



2

相談件数の総数 1,057件

○相談員一人当たり 40.65件

○精神障害等対象者 546件

精神障害者保健福祉手帳保持把握 338人 手帳保持の把握が出来ていない 105人

全相談件数の内精神障害者等の占める割合 51.7%

○精神障害者保健福祉手帳なく診断名あり 103件

以下精神手帳

精神手帳保持者の
内、他の手帳保持
の状況

○精神手帳＋身障手帳 16件 4.73%

○精神手帳＋療育手帳 30件 8.88%

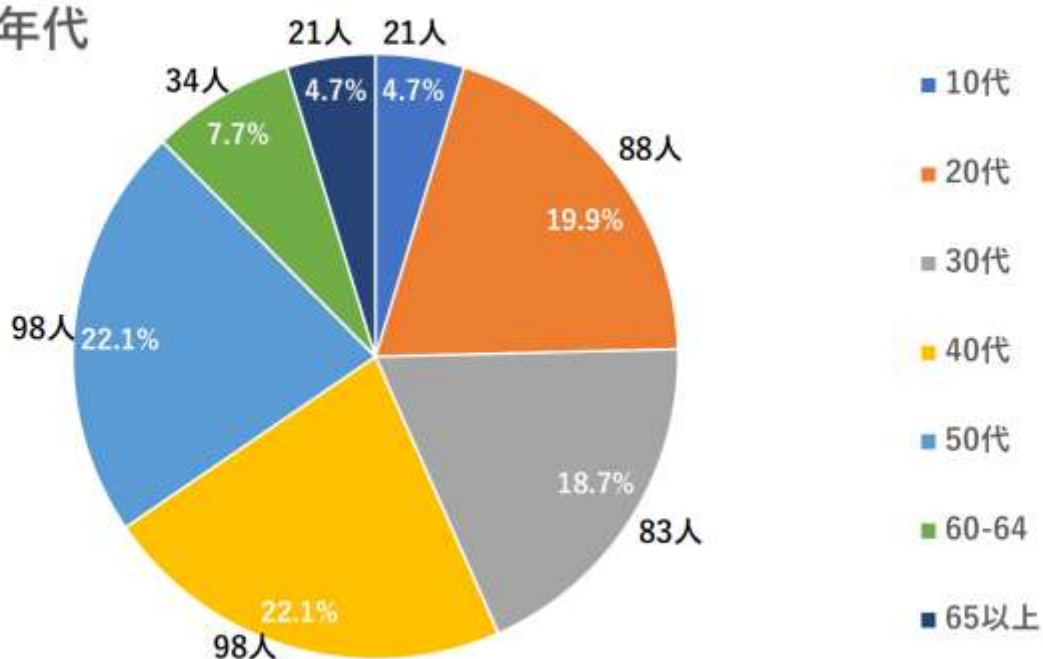
精神手帳ない者の
内、他の手帳保持
の状況

○診断名あり＋身障手帳 7件 6.8%

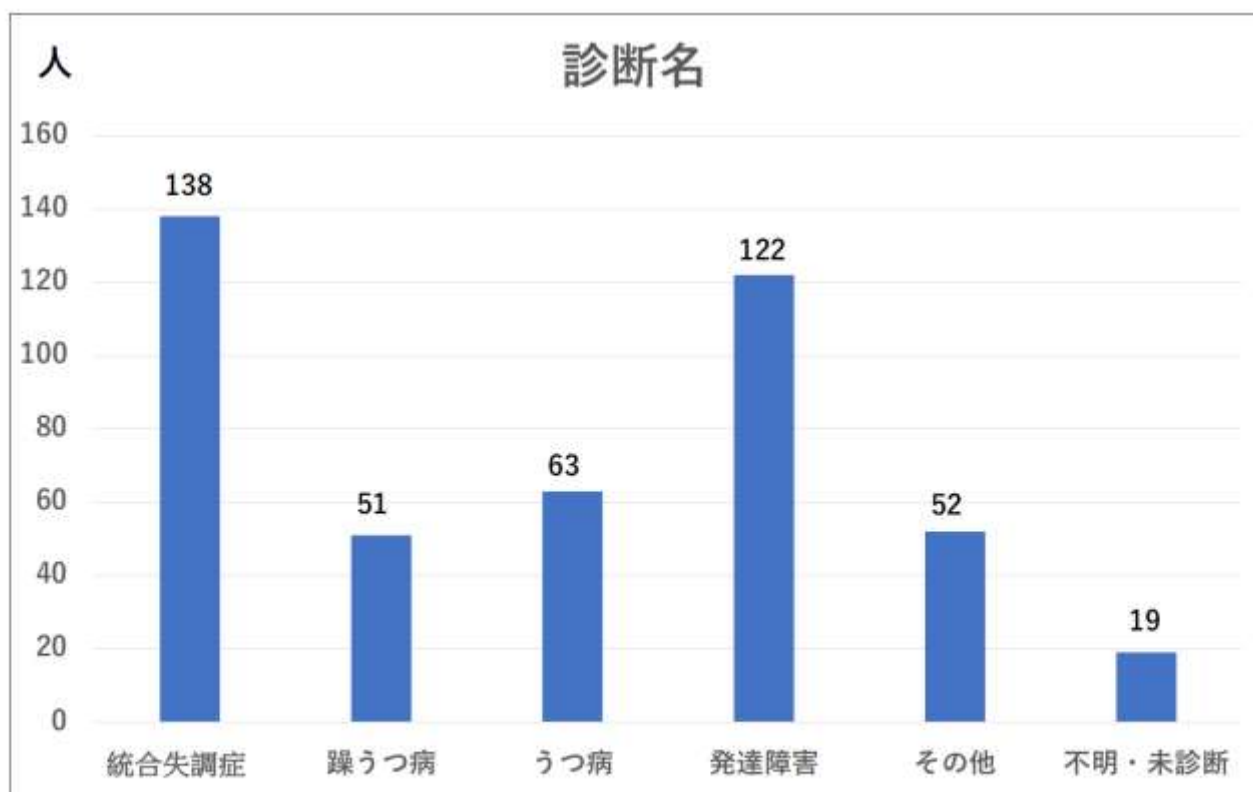
○診断名あり＋療育手帳 65件 63.1%

3

利用者年代

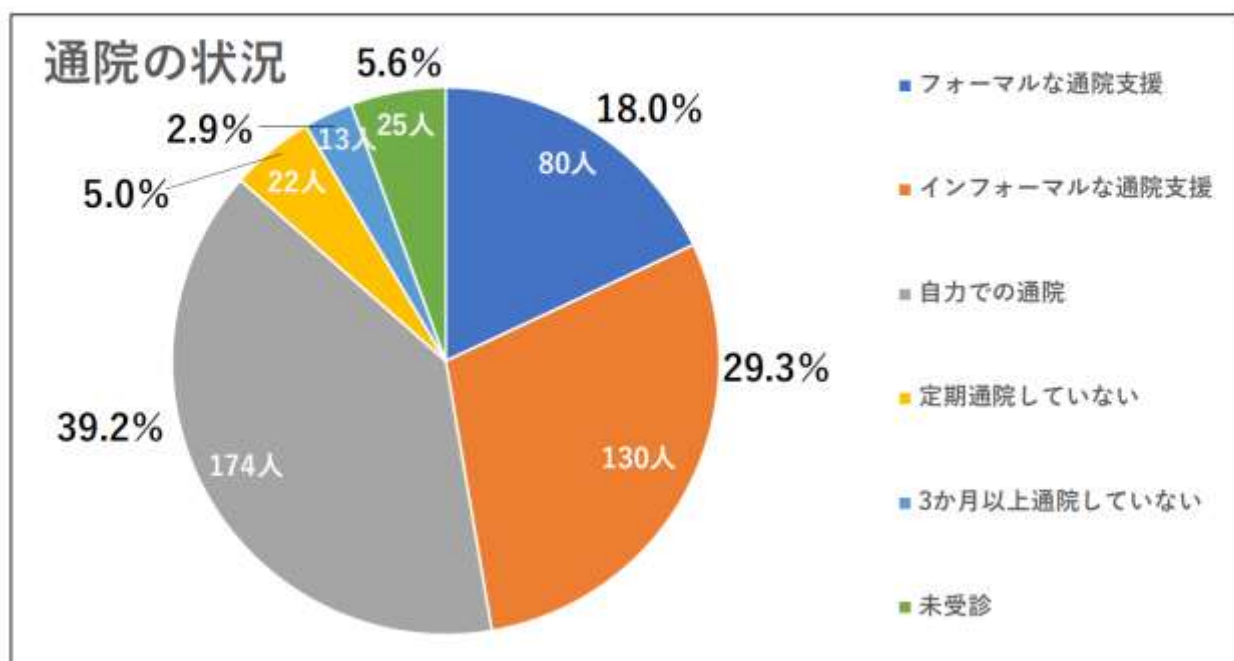


4

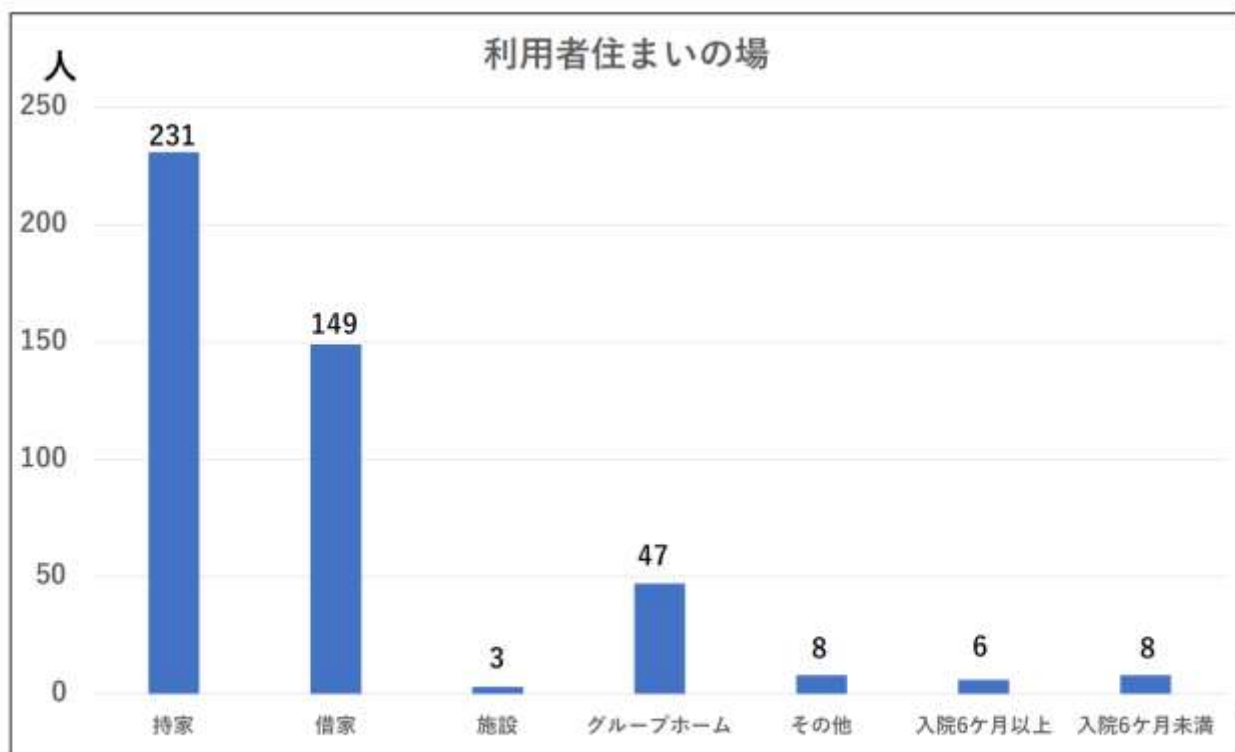


5

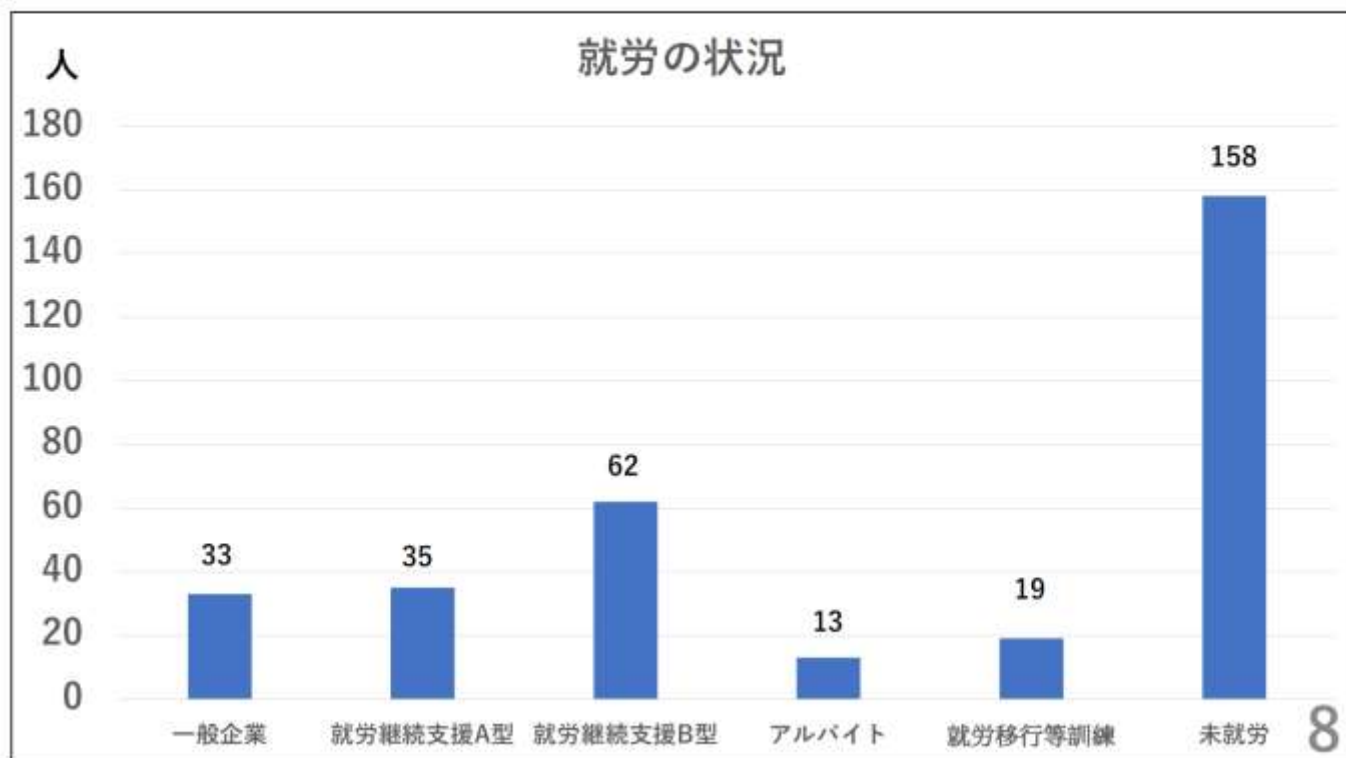
定期的な通院をされている 72.0%



6

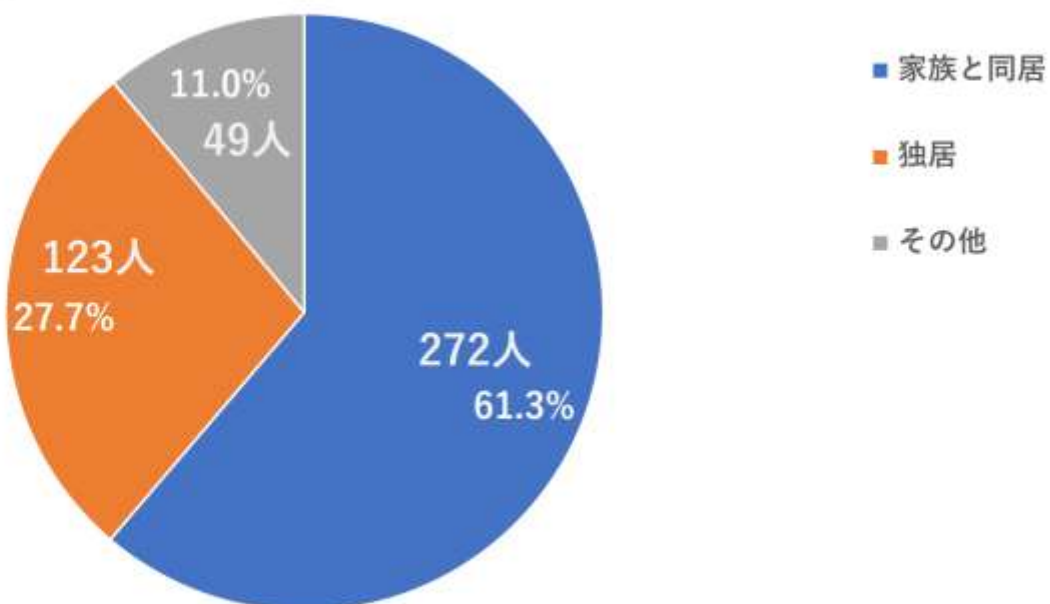


7



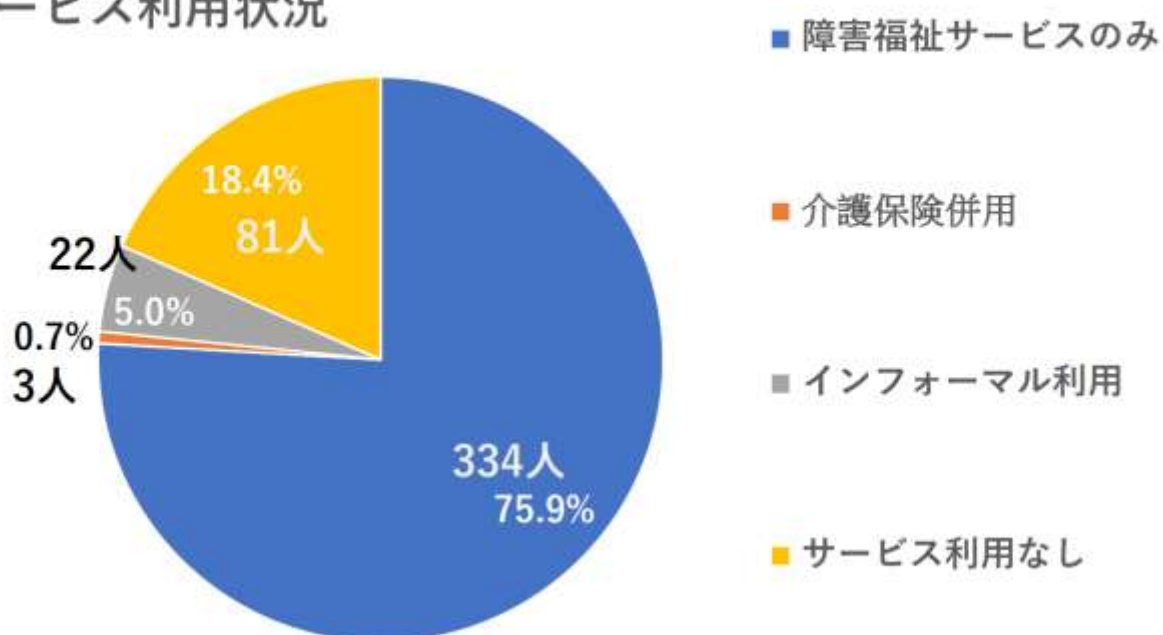
8

住環境



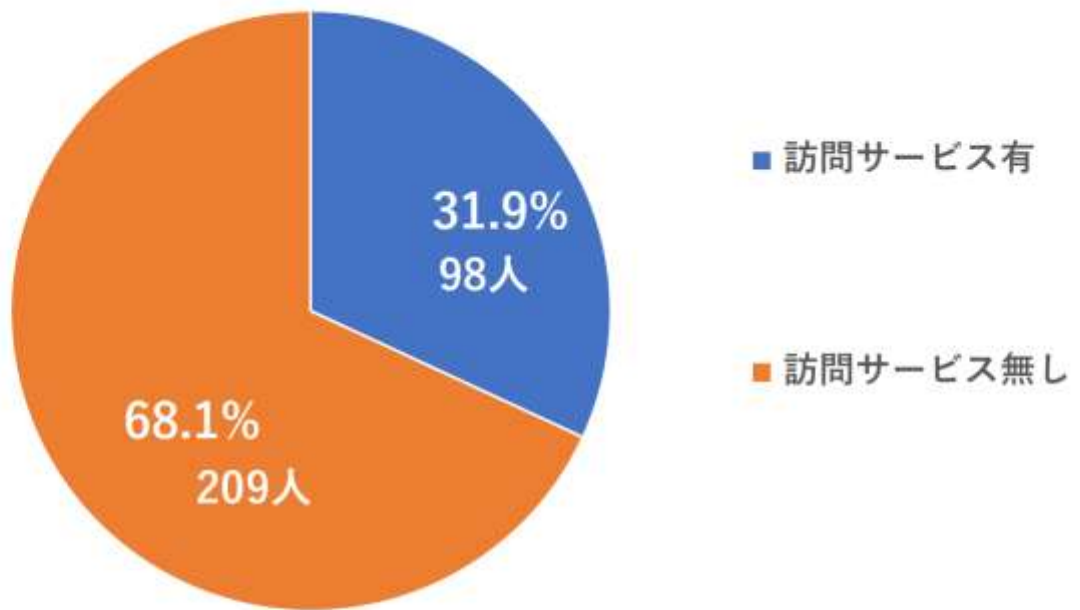
9

サービス利用状況



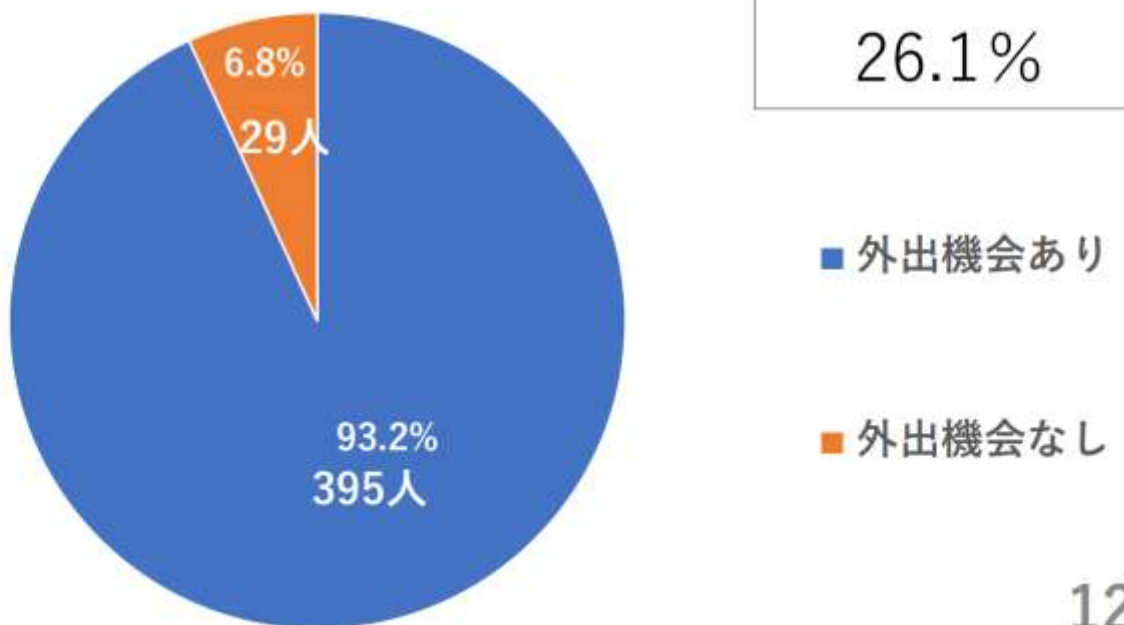
10

訪問サービス利用状況



11

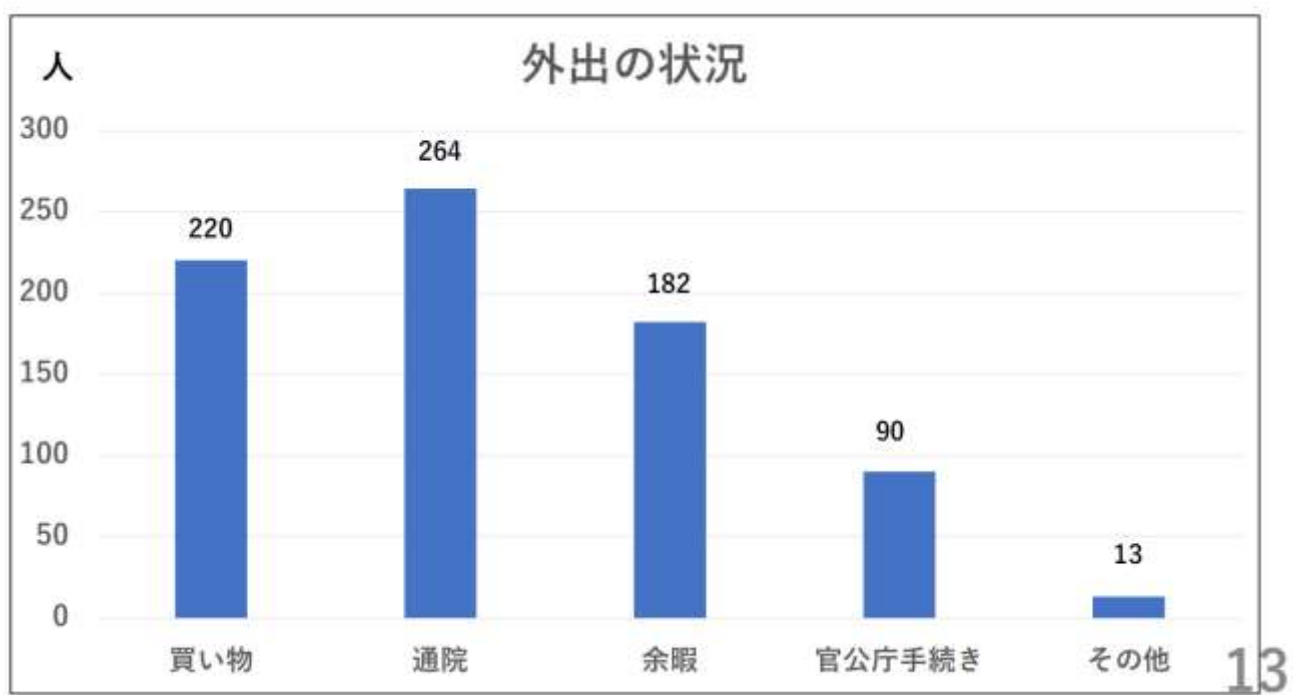
外出機会



移動支援等利用率

26.1%

12



草津市長 橋川 渉 様

入浴機会の少ない方の支援に関する要望提言書

重度心身障害児・者（医療的ケアを含む）入浴体制検討懇談会アンケートより

重心児・者（医療的ケアを必要とする人を含む）入浴困難者の状況や現状の支援状況は別紙のとおりです。現状支援状況をご理解いただき、支援継続と状況改善のため下記のとおり提言をいたします。

記

- 1、訪問看護ステーション看護師の確保と支援の充実をお願いします
- 2、居宅介護事業所ヘルパー確保をお願いします
- 3、訪問入浴サービス事業利用対象年齢制限の撤廃をお願いします。
- 4、訪問入浴サービス事業のサービス提供場所の拡大をお願いします。
- 5、生活介護事業所等での入浴設備活用推進をお願いします。
- 6、草津市障害者福祉センターデイサービス利用促進をお願いします。
- 7、自立支援協議会での制度充実に向けた検討の継続と意見交換の場づくりをお願いします。

以上

令和 7 年 3 月 10 日

草津市障害児（者）自立支援協議会

重度心身障害児・者（医療的ケアを含む）入浴体制検討懇談会

入浴の機会が少ない方の支援に関する提言（抜粋）

I. 主旨

重症心身障害児・者の入浴には、家族やヘルパー等の支援と入浴椅子やリフト等の介護用品による環境調整が必要である。さらに、呼吸器管理、吸引、てんかん発作時の対処等の医療的ケアを必要とする場合は、看護師等の支援が必要となる。それらの条件が整わないため、本人や家族が望む頻度で入浴ができない状況がある。そこでアンケート調査をもとに、関係者等による懇談会を経て、草津市障害児（者）自立支援協議会として今後のより良い施策への提言としてまとめ草津市に報告する。

II. 経過

令和 4 年度に重度心身障害児・者の支援者懇談会を開催する中で、5 つの課題が見えた。

その中で特に切実な意見があった「障害児・者の入浴機会の少なさ」の課題について、令和 5 年度も引き続き協議を深めることになった。

令和 5 年度は 2 回の懇談会を経て、アンケート調査を実施し、令和 6 年度は 1 回懇談会を開催した。

III. 現状と課題

1. 草津市の主な入浴支援サービスの状況

3. 既存の入浴支援の種類と課題

	サービス	課題
①	居宅での入浴支援 （身体介護・重度訪問介護）	・利用者の希望時間帯にヘルパーの確保が困難。 ・ヘルパーの 2 人確保が困難（提供できる事業者が少ない。複数事業所での協力支援は責任など課題がある） ・医療的処置の必要な場合、ヘルパー事業所と訪問看護ステーションの個々の調整が必要。 ・子どもの入浴は親の役割という暗黙の了解を親や相談員が感じているため、ヘルパー支援の利用に躊躇してしまう。
②	草津市障害者訪問入浴サービス事業	・草津市の実施要綱で 18 歳以下の障害児は対象外。 ・回数の制限（草津市デイサービス事業を利用している場合は 2 週間に 1 回、利用していない場合は 1 週間に 1 回が限度） ・サービスを提供事業所は 2 事業所のみ。 ・家族の負担感がある。（自宅での準備、入浴時の同席、後始末）
③ の 1	草津市障害者 <u>デイサービス（入浴サービス）</u>	・草津市の単独事業。利用登録を行い入浴の回数はおおむね週 2 回が限度。（浴槽は特殊浴槽でミスト浴） ・就学時間帯と重なるため放課後や長期休暇（夏季休暇など）に集中し、受け入れ枠が少なく、待機者がある。
③ の 2	草津市障害者福祉センターの <u>入浴施設の利用（一般入浴）</u>	・デイサービス利用者以外の特殊浴槽（ミスト浴）の利用はできない。 ・浴槽は一般浴槽で、浴槽につかるための入浴のリフトがあるが、介助者と同行しなければならない。

④ - 1	生活介護事業所での入浴支援	・生活介護事業所で入浴を提供できる事業所は限定されている。(湖南圏域の中で8 / 36 事業所) ・重心通所（生活介護）ピアーズは重心者の入浴施設がない。 ・職員の人員不足により体制が整わないため、回数制限がある。週1回の利用がほとんど。(生活介護かなえは週2回提供)
④ - 2	放課後等デイサービス事業及び日中一時支援事業の入浴支援	・入浴支援を実施している放課後等デイサービス事業所等はほぼない。 放課後等デイサービス事業所：ちょこらんど・青い鳥 日中一時支援事業所：空・ライフケア向日葵 ・ほとんどの施設に浴室がない。報酬単価も低く、入浴を支援する職員の確保も困難。医療的ケア児の対応は、看護師の確保が困難で対応不可。
⑤	(その他：医療) 訪問看護による支援	・訪問看護師による支援で、医療的ケアの中で必要時入浴支援が行われ、主に家族やヘルパーと一緒に支援する。

IV. 今後の方向性に対応策

1. ニーズと課題から見える今後の方向性

重心児・者（医療的ケアを必要とする人を含む）の入浴困難者の状況は、年齢や体格、医療的ケアの内容也多岐で、家庭の介護力も状況が異なるため、「このサービスがあればすべてが解決するといった万能のサービス」はない。よって「複数の支援サービスの選択及び組み合わせできるように整備」されていなければならない。現在、上記の5つの支援サービスが存在するが、各サービスの継続と改善が必要である。今後の取り組むべき対応の方向性は以下の5つと考える。

(1) 看護師の確保と支援の充実

医療的ケアの必要な方の入浴は、看護師による医療処置（呼吸器管理や吸引、気管切開部や胃ろうチューブの管理、褥瘡の処置など）が必要である。家族は自宅において看護師に代わって医療処置を行うこともあるが、入浴については安全確保や家族の不安の軽減のため、ヘルパーと共に複数の体制で行うことが多く、訪問看護ステーション等の看護師の確保が必要である。

また、訪問入浴サービス事業は利用者の状況に合わせて看護師を加えて支援チームを編成することもできるが、この事業の看護師が行う医療的行為は健康管理の範囲にとどめている事業所が多く、個別の医療処置への対応は限界がある。訪問入浴サービス事業に携わる看護師の行う医療的ケアが個々の状況に対応できるよう協力要請と、医療的ケアの制限緩和に向けた国への働きかけが必要である。

(2) 医療的ケア児・者に対する訪問看護師の自宅外での支援の拡大

○自宅では契約した訪問看護ステーションの看護師の協力を得て入浴をしている方が多いが、訪問看護ステーションの看護師が自宅以外で支援する場合は制度として制限があり、生活介護等の事業所を活用した入浴支援の提供においても看護師配置の体制を整える必要がある。訪問看護ステーションの看護師が自宅以外の場所でケアができる制度の改善については国への働きかけが必要である。

(2) 送迎の確保

訪問入浴サービスを利用したいが自宅に浴槽を持ち込む場所がない等の場合には、協力が得られる通所先の福祉サービス事業所等に浴槽を持ちこんで入浴支援を受けることが草津市の要綱では可能である。しかしながら、送迎の手段は別途検討が必要である。

(3) 人材不足の現状打開と人材確保に向けた取り組み

入浴を提供している生活介護事業所等では、職員不足で体制が整わず、入浴支援を提供できない等の現状があることが施設側の報告で分かった。福祉職場全体の課題でもあるが、いま存在する制度が確実に稼働するための人材の確保に向けた対策が必要である。

(5) 生活介護事業所等の入浴設備の活用の推進

草津市内の事業所の中には、通所している利用者が帰宅した後の空き時間に入浴設備を利用者以外に開放できる事業所が存在する。しかし、草津市では制度化されていないため、利用者の送迎、費用の分担、責任の所在などのルール化を検討し新たなサービスが提供できることが望ましい。

2. 具体的対応策（既存の制度を活用した対策案）

(1) 訪問入浴サービス事業の年齢制限の拡大（18歳以下の障害児にも適応）と利用者拡大

現在の草津市障害者訪問入浴サービス事業実施要綱の利用対象年齢は、18歳以下の障害児には利用ができない状態であるため、「年齢制限を撤廃して欲しい。」という保護者の意見がある。利用可能な年齢を拡大するとともに、事業の周知不足や、使い勝手の悪さなどの検証をおこない、必要な人が利用しやすい体制を整え、利用者の拡大を目指す。

(2) 宅外での訪問入浴サービス事業の拡大

浴槽を広げるスペースがない等、住宅環境の都合により自宅以外の場所で訪問入浴サービス事業を希望する重心児・者（医療的ケアの必要な方）を地域の生活介護事業所等においてそこでの利用拡大を目指す。そのためには適切にマッチング（場所の提供が可能な事業所、訪問入浴サービス事業所、利用者、送迎）が必要である。（過去にはピアーズの横の「みなも」での利用の例がある）

(3) 居宅支援（ヘルパーによる支援）の充実

18歳以下の障害児の家庭での支援充実のため、身体介護・重度訪問介護等の障害福祉サービスを必要に応じた支給決定を行うことにより、ヘルパーによる支援の拡充につながる。

(4) 草津市障害者デイサービスの利用促進

草津市の単独事業で看護師の配置や送迎も行われているので、医療的ケアの必要な方の特殊浴槽による入浴支援にも適切に対応が可能である。一方、18歳以下の児童はデイサービスの開所時間が通学と利用時間や日程が重なるため利用可能時間が限定され待機者が発生している。デイサービス事業の人材不足による職員を補充し、職員体制を整え利用定員の拡大と事業の充実を図る。

(5) 既存の社会資源の活用に向けた情報共有と意見交換の場づくり

今回の懇談会の中で既存の設備の有効利用に向けて、利用協力をして頂いた事業所があった。引き続き自立支援協議会では制度充実に向けた検討と意見交換の場づくりを進める必要がある。

重症心身障害児者（医療的ケアの必要な方を含む）の入浴機会の拡大に向けた現在の取組および今後の方針について

No.	具体的対応策（提言より）	現在の取組状況	今後の対応方針
1	訪問入浴サービス事業の年齢制限の拡大（18歳以下の障害児にも適応）と利用者拡大	訪問入浴サービス事業については、令和7年4月1日付で実施要綱を改正し、これまで対象外であった18歳未満の重度身体障害児（居宅において入浴することが困難な者）も対象に含めるとともに、草津市障害者デイサービス事業の利用有無による利用回数制限を撤廃し、誰もが1週間に付き1回の利用ができるようになりました。また、サービス提供事業所についても、令和7年度から事業者数を増やし、拡大を図りました。 これにより、より多くの重度障害児が入浴支援を受けられる環境を整備しました。	引き続き、訪問入浴サービス事業の利用促進に向け、さらなる制度の周知を展開し、入浴機会が不足している重度障害児者やその御家族が必要な支援を受けやすい環境づくりを推進します。
2	宅外での訪問入浴サービス事業の拡大	訪問入浴サービス事業については、従来、居宅以外での事業実施も可能としております（ただし、当該利用者の居住環境により居宅でのサービス提供が困難な場合に限られます）。	さらなる制度の周知を展開するとともに、課題として挙げられている実施場所の確保や送迎方法などの検討を進めてまいります。
3	居宅支援（ヘルパーによる支援）の充実	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスのうち、居宅介護（身体介護）については、障害支援区分1以上に相当する障害児に対して、市がサービスの利用を必要と認めた場合に、支給決定を行うことができます。本市においても、障害児が保護者による入浴支援を受け	引き続き、御家族や計画相談支援事業所等の皆さまから、居宅介護などのサービス利用について御相談をいただいた際には、家庭の状況や個別具体の事情を十分に勘案し、必要なサービスを適切に提供できるよう努めてまいります。

		られない場合などにおいて、居宅介護（身体介護）の支給決定を行い、ヘルパーによる入浴介助を実施している事例が多数あります。 重度訪問介護については、原則として障害者のみを対象としたサービスですが、例外的に、児童相談所長が重度訪問介護を利用することが適当であると認めた場合には、15歳以上の障害児を障害者とみなし、サービスを利用することが可能です。	
4	草津市障害者デイサービスの利用促進	草津市立障害者福祉センターで実施している障害者デイサービス事業の入浴支援については、特に児童の利用希望時間帯が重なっていることから、待機者が発生しています。当該事業の利用拡大に向けては、業務を委託している指定管理者とともに各種課題を解決していく必要があります。	入浴支援体制のさらなる拡充に向けて、指定管理者と協議を進めてまいります。
5	既存の社会資源の活用に向けた情報共有と意見交換の場づくり	現在、草津市障害児（者）自立支援協議会の中に位置付けられた課題別懇談会の一つとして、重症心身障害児者の入浴支援体制についての検討会を設けており、定期的な情報共有や、意見交換を行っています。	引き続き、検討会を開催し、当事者や御家族、地域の事業所の皆さまにも御参加いただき、不足している社会資源や課題解決に必要な取組についての意見交換を行います。そして、入浴支援体制のさらなる拡充に向けて、協議を進めてまいります。

令和7年3月10日

草津市長 橋川 渉 様

児童相談支援にかかる要望書

草津市障害児（者）自立支援協議会

早春の候、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。平素は障害福祉にかかるサービスについて格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

早速ですが、令和6年度草津市障害児（者）自立支援協議会における相談支援部会（障害児相談支援事業所連絡会）において、特に児童相談支援にかかる課題から次のように御対応を願いたいので、要望致します。

尚、令和7年3月末日を期限に御回答を頂きますようよろしくお願い致します。

1、 計画相談申請にかかる窓口を障害児・障害者を一本化して下さい。

障害児の支援において、学齢期から成人期へ継続した支援を行う中で、18歳を超えた段階で、発達支援センターから障害福祉課に窓口が変更されることにより、支援の継続が上手く進まないことが多いです。また、学齢期で児童の福祉サービスと障害者のサービスを併用される場合に、サービスの申請窓口が発達支援センターと障害福祉課の2箇所と同様の申請書を提出する必要があり、事務作業においても、非常に手間を取られます。これらを改善するためにも、窓口の一本化をお願い致します。

2、 発達支援センターのスーパーバイズ機能の充実を図って下さい。

児童の計画相談支援等実施する中で、児童の特性等から特に保護者との関りが重要となり、支援につまずいてしまう場面が非常に多いです。そのような時には、発達支援センターの、心理などの専門職にアドバイスをもらいながら、計画を進めたいところではありますが、専門職の派遣や相談時間確保が十分ではありません。

発達支援センターは、スーパーバイズ機能と計画相談機能とを明確に分けた運営と、それぞれ十分な時間を確保できるよう人員配置の見直しを行って下さい。

3、 相談支援員の増員をして下さい。

障害児の計画相談支援においては、セルフ率がいまだ高く、半数近くに及んでいます。草津市内のご家族、障害児が安心して生活ができる様に、専門職による支援計画の提供がなされることが求められます。

実現のために、市内の相談支援事業所や発達支援センターに障害児にかかる相談員の増員がなされるように取り組んで下さい。

以上

草発セ発第49号
令和7年4月16日

草津市障害児（者）自立支援協議会 様

草津市長 橋川 渉



児童相談支援にかかる要望書について（回答）

日頃は、本市障害福祉行政の推進に格別の御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年3月10日付で提出のありました要望書について、別紙のとおり回答いたします。

担当部署	こども若者部 発達支援センター 相談・支援係
担当者	倉田
電話番号	569-0353

1 計画相談申請にかかる窓口を障害児・障害者を一本化して下さい。

障害福祉サービスの利用者で障害のあるこどもから、18歳以上の障害者へ移行するケースにつきましては、高校3年生の移行支援会議において学校、保護者、卒業後に通所するサービス提供事業所とともに、障害児相談支援事業所と卒業後、相談支援を担当する特定相談支援事業所が出席して支援情報を共有し、学校卒業後も適切に支援が継続されるよう取り組んでいるところです。今後も、支援の継続が上手く進まないことの事例がございましたら、要因を分析したうえで関係者との情報共有や引継ぎ等の連携の改善に努めてまいります。

また、サービスの申請窓口が発達支援センターと障害福祉課の2箇所となっていることにつきましては、相談支援事業所の負担を軽減するために、事務の簡素化や手順の見直し等の対応について検討してまいります。

2 発達支援センターのスーパーバイズ機能の充実を図って下さい。

障害のあるこどもの障害特性やサービスの利用ニーズは多様化しており、保護者対応を含め、困難ケースについても民間の障害児相談支援事業所に支援していただいております。障害児相談支援事業所からの相談においては、その都度対応しているところではありますが、今後も個別ケースへの支援や、障害児相談支援事業所連絡会を通して相談支援にかかる課題を協議する等の取組を進めてまいります。

3 相談支援員の増員をして下さい。

障害児通所支援等の福祉サービスの利用者は増加しており、サービスを利用するための障害児支援利用計画の作成やサービス提供事業所との調整等を担う相談員の確保が重要であると認識しております。市内の民間の障害児相談支援事業所につきましては、草津市指定特定相談支援等体制強化費補助金を活用しながら事業所の体制強化につなげてまいります。また、発達支援センターにおける相談業務の充実のため、人員体制についても必要に応じて見直してまいります。

令和7年度 草津市障害児(者)自立支援協議会 定例会等日程

自立支援協議会(全体会議・定例会議・研修会)

(場所) 草津市役所 9:30~11:30 2階特大会議室(ステージ側)は毎回机椅子会場設営必要

回	日程	場所	種別	内容(テーマ)
99	5月14日(水)	2階特大会議室ステージ側	全体会議	前年度の報告、今年度の取り組み報告
100	7月18日(金)	8階大会議室	定例会議	前半 活動報告 後半 トピックス
101	9月19日(金)	8階大会議室	定例会議	前半 活動報告 後半 トピックス
102	11月14日(金)	8階大会議室	定例会議	前半 活動報告 後半 トピックス
103	R8年 1月29日(木)	2階特大会議室ステージ側	研修会	研修会(報告等なし)
104	3月19日(木)	2階特大会議室ステージ側	定例会議	前半 活動報告 後半 トピック

R7年度 草津市障害児(者)自立支援協議会 運営会議日程

場所 ……草津市立障害者福祉センター(渋川福複センター2階)

対象 ……運営委員

回数	日時	備考
1	4月14日(月)	協議の内容: (1) 定例会議の内容の検討 (2) 協議会の課題の検討 (3) 専門部会等の報告と共有 (4) 圏域や県の自立支援協議会の連携 ●定例会議 1か月前に案内 ●1週間前に構成機関に資料送付 ●資料は各自印刷して持参の協力要請
2	6月12日(木)	
3	8月7日(木)	
4	10月2日(木)	
5	12月4日(木)	
6	R8年 2月5日(木)	

R7年度 相談支援部会日程

●場所 ……草津市立障害者福祉センター(渋川福複センター2階)

●対象 ……市内相談支援事業所(委託を含む)

回数	日時(案)	内容	備考
1	4月16日(水) 第3水曜日	・情報共有・社会資源の共有 ・事例検討から学ぶ より良いサービス利用計画、 モニタリングの書き方、支援 の進め方等	★令和7年度 部会長: おひさまはうす 中村さん 副部会長 はたらこっと 石本さん
2	6月18日(水) 第3水曜日		
3	8月20日(水) 第3水曜日		
4	10月15日(水) 第3水曜日		
5	12月17日(水) 第3水曜日		
6	R8年 2月18日(水) 第3水曜日		

高齢者等ごみ出し支援事業（準備中）

～6月2日（月）より支援団体の登録を開始します！～

ごみ出しが困難な高齢者および障害者等の世帯にごみ出し支援をすることで、住み慣れた地域で誰もが安心して生活できるまちづくりを進めます。

4月11日時点



コミュニティ支援型

地域の共助（助け合い）の仕組みの中でごみ出し支援を行うもので、対象世帯の自宅から集積所までごみ出し支援を行う団体（町内会や地域団体等のグループ）を募集し、支援します。



直接支援型

コミュニティ支援型の支援が受けられない場合に、市が対象世帯の自宅からごみを収集します。



詳細は市HPをご確認ください。HPは随時更新予定です。

対象者（世帯）

ごみ出しが困難な高齢者および障害者等の世帯で、かつ、既存の福祉サービスによるごみ出し支援や家族等の支援が受けられず、同居者全員が下記のいずれかに該当する世帯等

- ①要介護2以上の認定を受けている人
- ②身体障害者手帳の交付を受けている人
- ③療育手帳の交付を受けている人
- ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人



支援団体の要件

市内に所在する町内会、老人クラブ、学（区）区社会福祉協議会、ボランティアグループ、NPO法人、地域団体等の2名以上のグループ。

問い合わせ先

草津市 人とくらしのサポートセンター 地域保健係
TEL : 077-561-6865
FAX : 077-561-2482
メール : hitokurashi@city.kusatsu.lg.jp

スケジュール（予定）

6月2日 団体登録開始
※詳しくはHPをご確認ください

8月 申請受付開始

9月 事業開始

令和7年度草津市障害児（者）自立支援協議会全体会議（第99回）資料 19

事業所・活動 紹介

No.	所 属	担当者 (敬称略)	内 容
1	Atelier WOTO (アトリエワト就労継続支援B型)	小川 菜緒	「Atelier WOTO」の活動紹介
2	デフェンス	宮下千代美	令和7年6月15, 21, 22日 重度訪問介護従事者養成研修の開催のお知らせ
3	近江デジタルキャリア 草津駅前オフィス	高橋 正典	事業所の紹介
4	就労支援センタひまわり	仲辻 武司	"見学会・体験の案内" 多機能型事業所だからできる! あなたの働きたいを支援します!
5	レモネードキッズ草津	黒木 純子	事業所の紹介
6	訪問看護ステーション デューン草津	雪吹 遥	精神科を得意とした訪問看護 案内
7	スフィード訪問看護 ステーション	小針 高子	スフィード訪問看護ステーションの利用案内
8	滋賀県立むれやま荘	小石川侑太	滋賀県立むれやま荘 「失語症café 話咲-hanasaki-」の紹介
9	草津手をつなぐ育成会	中島由里子	"てとて新聞" 知っておいて損はない! 「障害基礎年金」・お金に関する勉強会の案内 令和7年6月6日(金) 9:45受付 /草津市立総合交流センターキラリエ
10	障害福祉課		滋賀県からの情報提供